

○

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次	改 正 後	改 正 前
〔第一章～第三章 略〕	〔第一章～第三章 同上〕	〔第一章～第三章 同上〕
第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法
〔第一節～第三節 略〕	〔第一節～第三節 同上〕	〔第一節～第三節 同上〕
第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十 三条）	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十 三条の六）	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十 三条）
〔第五節～第七節 略〕	〔第五節～第七節 同上〕	〔第五節～第七節 同上〕
附則	附則	附則
(定義)	(定義)	(定義)
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。 〔一～七の二 略〕	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。 〔一～七の二 同上〕	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。 〔一～七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 組合が第二百四十六条の七第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を組合に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ・ハ 略〕

〔八・三十五 略〕

三十六 ソブリン向けエクスポート・ジャーナー 次に掲げるエクスポート・ジャーナーをいう。

〔イ・ヘ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアイノフラン投資銀行向けエクスポート・ジャーナー

〔チ・リ 略〕

〔三十七・三十七の二 略〕

三十七の三 トレード・エクスポート・ジャーナー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポート・ジャーナーをいう。

〔三十七の四・七十九 略〕

七の三 適格中央清算機関 組合が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を組合に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ・ハ 同上〕

〔八・三十五 同上〕

三十六 ソブリン向けエクスポート・ジャーナー 次に掲げるエクスポート・ジャーナーをいう。

〔イ・ヘ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポート・ジャーナー

〔チ・リ 同上〕

〔三十七・三十七の二 同上〕

三十七の三 トレード・エクスポート・ジャーナー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポート・ジャーナーをいう。

〔三十七の四・七十九 同上〕

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第三十一条 「略」

- 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多
数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開
発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧洲投
資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防
接種のための国際金融ファシリティ、歐州評議会開発銀行及びアジ
アンフラ投資銀行向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、
零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

- 第四十九条 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バラ
ンス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、
その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。
）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

〔略〕	掛 目 (パー セント) 類	オフ・バランス取引の種 備 考
-----	----------------------	--------------------

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第三十一条 「同上」

- 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多
数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復
興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧洲投資基金、北欧投
資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国
際金融ファシリティ及び歐州評議会開発銀行向けエクスポートージャー
のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

- 第四十九条 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バラ
ンス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、
その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。
）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

〔同上〕	掛 目 (パー セント) 類	オフ・バランス取引の種 備 考
------	----------------------	--------------------

七 信用供与に直接的に
代替する偶発債務

信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（SAICCR（第五十一条）に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポート・ジャーフ

百

七 信用供与に直接的に代替する偶発債務

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

○ 信託契約等をいう

信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補てん信託契約等をいう。

式（第五十二条に定め

るところにより与信相

当額を算出することを

いう。以下同じ。）を

用いて派生商品取引、

長期決済期間取引若し

くはレポ形式の取引若

しくは信用取引その他

これに類する海外の取

引に係る与信相当額を

算出する場合において

、これらの取引における

担保の提供で与信相

当額が算出されるもの

を除く。）又は有価証

券の買戻条件付売却若

しくは売戻条件付購入

2
〔（注1）・（注2） 略〕

（与信相当額の算出）

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項

2
〔（注1）・（注2） 同上〕

（与信相当額の算出）

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信

及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は、次条から第五十二条の六までに定めるところにより SAICCR 又は期待エクスポート・エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2||

前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポート・エクスポート方式(第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。)を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引について、SAICCR を用いて与信相当額を算出することができない。

一 先進的計測手法採用組合

二 第五十二条第一項の承認を受けた組合

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日

において SAICCR を用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を行政庁に届け出たとき又は第五十二条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前項の規定は、長期決済期間取引(有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。)

相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

2|| 前項の規定は、長期決済期間取引(有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。)

) であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。) の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用組合は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 略〕

5|| 標準的手法採用組合が第五十二条から第五十二条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポート形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6|| 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット

・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 略〕

7|| 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 〔略〕

(SA—CCR)

第五十一条 標準的手法採用組合がSA—CCRを用いる場合には、ネッティング・セット(法的に有効な相対ネッティング契約下にあ

であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。) の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用組合は、派生商品取引と长期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 同上〕

3|| 標準的手法採用組合が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポート形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4|| 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット

・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 同上〕

5|| 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 〔同上〕

(カレント・エクスポート方式)

第五十一条 標準的手法採用組合がカレント・エクスポート方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより

る取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。) ノ)とじ、次の算式により与信相当額を算出する。

ただし、ネットディング・セット(法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引の集合に限る。)において、複数のマージン・アグリーメント(取引相手方に係るエクスポートジャーマーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に對して担保の提供を求める)ことができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条

第五項及び第十一項において同じ。)が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合)とともに、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト(以下この条において同じ。)

PFEは、将来の潜在的なエクスポートジャーマー額(以下この条において同じ。)

2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\text{RC} = \max\{\text{V} - \text{C}, 0\}$$

$C = C_{collect} \times (1 - H_{C_{collect}} - H_{fx_{collect}})$

$$- C_{post} \times (1 + H_{C_{post}} + H_{fx_{post}})$$

Vは、ネットディング・セットに含まれる取引の時価の合計額(次号及び第六項において同じ。)

3 RCは、ヘアカット調整後のネット担保額(次号及び第六項におい

与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価する)ことにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)

イ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)の掛け目

取引の区分	残存期間の区分	掛け目
外国為替関連取引及	一年以内	(ペーセンテ)

て同じ。)

C_{collect} は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H_{collect} は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

Hf_{collect} は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C_{post} は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続き又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの（を除く。）の額

H_{post} は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hf_{post} は、担保を差し入れる場合においてエクスボージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$$\overline{RC} = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

TH は、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徵求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

MTA は、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

支払金額連取引	1年超5年以内	五年	七・五
金属闇連取引	一年以内	〇・〇	〇・五
五年超	一・五		
株式闇連取引	一年以内	六・〇	八・〇
五年超	十・〇		
貴金属闇連取引（金 闇連取引を含む。）	一年以内 五年超	七・〇 八・〇	
他の他の口座（マサ イ闇連取引）	一年以内 五年超	十・〇 十一・〇 十五・〇	

(注) 特定の支払期日ににおけるその時点でのエクスボージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日ににおける市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3
同一項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

〔マーベル・アグリーメントを締結してこなす場合〕

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネットディング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H_{NS}は、第四章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自組合推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

M_{NS}は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなるいる場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_{NS}は、H_{NS}を算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

〔マーベル・トグラーク・エクスプレス〕

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグ

リーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点か

とみなす）がやれる。」の基準を満たす残存期間が

一年超の金利関連取引については、アドオン掛日は〇・五ペーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「他のモディティ関連取引」として取り扱いとする。

(注3) 〔一通貨間かの変動金利相互間の金利スワップについて〕は、〔の〕項に係る額を与信相当額に加える「」を要しな。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注5) 金利連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、〔一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいい。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワッ

ら当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。(以下同じ。)

4

前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング

・セット 二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネットティング・セット 五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットティング・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日

五 N(二以上の整数とする。)日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットティング・セット F+N-1
Fは、前四号の規定により定まるリスクのマージン期間

5 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネットティング・セットについて、担保額調整(エクスポートと担保の価格変動に伴う信用供与額の変

化及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注9)

引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛け目

取引の種類	原債務者の種類	掛け目
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法採用組合がプロテクション提供者である

場合の掛け目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用組合がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合には、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由(プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があ

化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットディング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも11倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = multiplier \times AddOn_{aggregate}$$

$$multiplier = min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$$

$$\times exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn_{aggregate}}\right)\}$$

$$AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}$$
$$+ AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}$$

AddOn^(IR)は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn^(FX)は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Credit)は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Equity)は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Com)は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットティング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・プライベー(当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下「」の項において同じ。)に応じ、当該各号に定める取引に割

らかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用組合は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リ

スク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、
外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十ペーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ

・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番

り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

一 金利の変動等	金利デリバティブ
二 外国為替の変動等	外国為替デリバティブ
三 原債務者に係る信用状態の変動	信用デリバティブ
四 株価の変動等	エクイティ・デリバティブ
五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等	コモディティ・デリバティブ

前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

一 金利デリバティブ	同一通貨の金利を参照する金利デリバティブ
二 外国為替デリバティブ	同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
三 信用デリバティブ	一の区分のヘッジセット
四 エクイティ・デリバティブ	一の区分のヘッジセット
五 コモディティ・デリバティブ	エネルギー、金属、農産物その他コモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブ」とに設けられたヘッジセット

前項の規定にかかわらず、ベース（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この

目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションのうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

一一 法的に有効な相対ヘッジティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とする」とができます。

$$+0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

項及び第五十二条の三において同じ。) 間の差異をいう。) を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・フアクターの同一の組み合わせごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11 第六項の算式中 $AddOn_{n^{(IR)}}$ は、次の各号に従い算出する。
一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_j^{(IR)}$ は、通貨 j 建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二 前号の算式中 $AddOn_j^{(IR)}$ は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	○・五〇

第九項に規定する「シジヤハム」	<u>〇・一一五</u>
第十項に規定する別に設けられた くシジヤハム	<u>一一・四五〇</u>

〔〕前号に規定するくシジヤハムに係る実効想定元本額を算出する場合にば、次の又は口のこやかの算式を用いて算出する。

$$\frac{[(D_{j1}^{(IR)})^2 + (D_{j2}^{(IR)})^2 + (D_{j3}^{(IR)})^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)}]}{+ 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)}}^{\frac{1}{2}}$$

$D_{j1}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i （第五号に規定する E_i をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$D_{j2}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i が一年以上五年以下である

金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$D_{j3}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i が五年超である金利デリバ

ティブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$$\frac{|D_{j1}^{(IR)}| + |D_{j2}^{(IR)}| + |D_{j3}^{(IR)}|}{}$$

〔〕前号の算出金利「シジヤハム」に係る実効想定元本額は、当該

金利「リバティイブ」に係る「ローン」調整後想定元本額に「ルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号の「ローン」調整後想定元本額は、金利「リバティイブ」に係る想定元本額に、次の算式により得た額の「ローン」調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該「ローン」調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、「ローン」調整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーシヨン調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S_iは、同号の金利デリバティイブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティイブの原資産が金利デリバティイブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティイブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E_iは、同号の金利デリバティイブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティイブの原資産が金利デリバティイブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティイブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
ノール・オプションの買い	$\Phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
ノール・オプションの売り	$-\Phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi \left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの売り	$\Phi \left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

(注1) P_i は、当該オプションが参考する金利等の水準

(注2) K_i は、当該オプションの行使価格

(注3) σ_i は、○・五

(注4) T_i は、当該オプションにおける最も遅い権利行使

日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注⑮) $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注⑯) いの表において「ロール・オプション」とは、当該

オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該
オプションの時価が上昇するものをいう。

(注⑰) いの表において「プット・オプション」とは、当該

オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該
オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該

金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金

利デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該

金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金

利デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の
区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

M_i は、当該金利デリバティブの残存期間をいい、当該金利デ

リバティの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該
原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産
である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日

数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結した場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

MPOR_iは、当該金利デリバティブ_iを含むネットティング・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第一号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12| 第六項の算出_nAddOn_{n(FX)}は、次の各号に従い算出する。
一 算出に用いる算式は、次のとおりです。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(FX)}$$

AddOn_{HSj}^(FX)は、ヘッジセット_jに係るアドオンの額

11| 前号の算出_nAddOn_{n(FX)}は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四

三

前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外國為替デリバティブごとに、当該外國為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

第十項に規定する別に設けられた

二十

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外國為替デリバティブがネットディング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向を揃えて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「

「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「

為替レート等」と、「○は、〇・五」とあるのは「○は、〇

・「五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するものマイナス

五

前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「外国為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次の各号に従い算出する。

算出に用いられる算式は、次のとおりです。

$$AddOn(Credit) = \left(\sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2$$

$$+ \sum_k \left(1 - (\rho_k^{(Credit)})^2 \right) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity_k)は、Entity_kを参照する信用デリバティブに係る

アドオンの額の合計額

Entity_kは、当該信用デリバティブが参考する事業法人等。たゞ

し、当該信用デリバティブがインデックス・コレジット・デフ
オルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$ は、Entity_kに係る相関係数

前号の算式はAddOn(Entity_k)は、次のとおりに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該又は口に定める掛田をやれやれ
信用デリバティに係る実効想定期元本額に乗じて得た額の合計額
とする。

事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲
げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応す
る信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け田

適格格付機関により付与された事 業法人等の格付に対応する信用リ スク区分	掛け田 (%ヤハム)
--	---------------

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	(パーセント)	掛目	六・〇〇	一・六〇	一・〇六	〇・五四	〇・四二	〇・三八
			1 — 6	1 — 5	1 — 4	1 — 3	1 — 2	1 — 1

(注) 第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け目

4—3又は5—3以上	○・三八
4—3又は5—3未満	一・〇六

三 第一号の算式中 $\rho_k(\text{Credit})$ は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利デリバティブ」〕とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利契約」〕とあるのは「原債務者に係る契約」又、「金利デリバティブの」〔あるのは「信用デリバティブの」〕又、「金利デリバティブ又は負債性商品」〔あるのは「信用デリバティブ」〕又、「金利デリバティブが」〔あるのは「信用デリバティブが」〕又、「金利等又は負債性商品の金利等」〔あるのは「原債務者に係る契約」〕読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区分

分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「 σ_i は、〇・五」とあるのは「 σ_i は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては一・〇、インデックスを参照する場合にあつては〇・八」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
プロテクションの提供	$\frac{15}{-(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1) A_i は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2) D_i は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

二 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金券」、「レンゲイブ」とあるのは「信用レンゲイブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項」と、「第十一項第八号において読み替えて

準用する前項各号」とあるのは「第十二項第七号において読み替
えて準用する第十一年第八号」における読み替えて準用する前項各
号」と読み替へるものとする。

14) 第六項の算出は $AddOn(Equity)$ は、次の各項に従て算出する。
1 算出に用いる算出は、次のとおりである。

$$AddOn(Equity) = \frac{\left[\left(\sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left(1 - (\rho_k^{(Equity)})^2 \right) \times (AddOn(Equity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}}{\left(\sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2}$$

$AddOn(Equity_k)$ は、 $Equity_k$ を参照するエクイティ・デリバティブ

に係るアドオンの額の合計額

$Equity_k$ は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は

株価指數

$\rho_k^{(Equity)}$ は、 $Equity_k$ に係る相関係数

1) 前項の算出は $AddOn(Equity_k)$ は、次の表の上欄に掲げる H ケイ
トイ・トリベテイブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛率を、
H ケイトイ・トリベテイブに係る実効想定元本額に乗じて得た額
の合計額とする。

H ケイトイ・トリベテイブの区分	掛率
(一ヶ月以上)	

ソトに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ

三

第一号の算式中の α_k (Equity)は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五

ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四

第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「ロ」は、「○・五」とあるのは「ロ」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあっては「一・二〇」、株価指数を参照する場合にあって

は〇・七五」と読み替えるものとする。

ロイに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの

一

ハイに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参考する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの

マイナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七

号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利」及び「デイブ」とあるのは「エクイティ・デリバティブ」と、同項第八

号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号」と、第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

15 第六項の算式中AddOn^(Com)は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(Com)}$$

$$AddOn_{HSi}^{(Com)} = \left[\left(\rho_j^{(Com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2 + \left(1 - (\rho_j^{(Com)})^2 \right) \times \sum_k (AddOn(Type_k^j)) \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn_{HSj}^(Com)は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type_k^j)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$$\rho_j^{(Com)} i^j, 0.4$$

一一 前号の算出用AddOn(Type_k^j)は、次の表の上欄に掲げる口引
ヘッジ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を
当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乘じ
て得た額の合計額とする。

口引ヘッジ・デリバティブの区分	掛目 (ペーセンテ)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	四十
第九項に規定するヘッジセットに含まれる	一一十

コモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	第八項各号に定めるヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	第九項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ
九〇	九〇	十八	二〇	

三

前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）

「と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「○は、○・五」とあるのは「○は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては一・五、電力以外を参照する場合にあつては○・七」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第二号のマージン期間調整値の算出について準用する。」の場合において、同項第七

号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利デリバティブ」であるのは「コモディティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第

十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16

第一項ただし書の規定にかかわらず、单一のマージン・アグリーメントが複数のネッティング・セットを対象とする場合には、これらのネッティング・セットの集合」とに与信相当額を算出する。

17

前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。¹⁸

$$RC = \max \left[\left\{ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right] \\ + \max \left[\left\{ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right] \\ C_{MA} = C_{MA, collect} \times (1 - H_{C_{MA, collect}} - H_{f_{x_{MA, collect}}}) \\ - C_{MA, post} \times (1 + H_{C_{MA, post}} + H_{f_{x_{MA, post}}})$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

Visは、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA}は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

C_{MA, collect}は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H_{CM, collect}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

H_{f XM, collect}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときにおけるボラティリティ調整率

C_{MA, post}は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

H_{CM, post}は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

H_{f XM, post}は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスボージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

は、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \frac{\sum_{NSEMA} PFE_{NS}^{unmarginated}}{PFE_{NS}^{unmarginated}}$$

PFE_{NS}^{unmarginated}は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結していないものとして算出することとする。

〔条文略〕

(標準方式)

第五十一條 標準的手法採用組合が標準方式を用いる場合は、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）とに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMV - CMC$$

$$; \sum_j \left| \sum_i RPT_{ij} - \sum_l RPCT_{lj} \right| \times CCF_j \right)$$

CMWは、ネッティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMCは、ネットディング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT_{ijl}は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）

RP_{C₁jl}は、ヘッジ・セット_{jl}における担保₁のリスク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

CCF_{jl}は、ヘッジ・セット_{jl}に対する掛け目

11 リスク・ポジションは、次のこやねかの規定により算出する。
ただし、こやねの規定によりてもレバク・ポジションを算出する
ことがない場合、カレンス・クロスポートヤー方式により個
別取引に与信相当額を算出しなければならぬ。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産
とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

p_{ref}は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）
vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス

クを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格（vと同じ表示通貨による。）

ロ 賦償逆権利を原資産又は取扱部分である場合（ク
レジシト・ポート・スクープを除く。）、次の算式により
リスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期

間又は次の金利更改日までの期間を「**以下回**」。) が一年以下の支払部分は、金利リスクに関するリスク・ポジションを算出する必要があります。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

rは、金利水準

ハ クレジット・リコールト・スロップにては、次の算式によつてリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション=想定元本額×残存期間

II 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互に支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を1の取引とみなすことができる。

2 クレジット・セットは、次の各号に従つて設けるものとする。

1 個別リスクの低い負債性商品（政府債のうち適格格付機関によ

り付与された格付に対応する信用リスク区分が1—2又は1—3であるもの、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である債券等をいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（個別リスクの低い負債性商品に該当しない債券等をいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分した上で、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リス

クの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCF_jは、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF_jは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	
金	
株式	
。)	貴金属（
金を除く	電力
除く。)	コモディティ（貴金属及び電力を除く。）

(期待エクスポートジャーワ方式)

(期待エクスポートジャーワ方式)

- 三 外国為替に関するCCF_jは、二・五パーセントとする。
四 前三号に該当しないものの場合、CCF_jは十パーセントとする。

原資産 個別リスクの 高い負債性商 品	個別リスクの低い負 債性商品（クレジッ ト・デフォルト・ス ワップに係るリスク ・ポジションに限る 。）	その他
掛 目 (パ ーセ ント)	○・六	○・三
掛 目 (パ ーセ ント)	○・二	

二 負債性商品を原資産とする場合、CCF_jは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

掛 目 (パ ーセ ント)	五	七
	八・五	四
		十

第五十二条　〔略〕

第五十三条　〔同上〕

2　〔略〕

2　〔同上〕

3　標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4　〔略〕

3　標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4　〔同上〕

5　標準的手法採用組合は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスボージャー計測モデル（期待エクスボージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EPE_{tk}の算出において、当該担保による効果を勘案したE_{Ex tk}を用いることにより同項第一号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6　標準的手法採用組合は、前項に規定する方法を使用して実効EPEを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手

6　標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いざか小さい額を第二項第二号に規定する実効EPE

方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

- Eとする方法を使用することができる。
- 1 ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額
 - 1 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいやれか大きい額を加えた額

$$\text{イ アドオン} = E[\max(\Delta \text{MtM}, 0)]$$

E[]は、[]内の期待値

ΔMtM は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づく担保をし、又は提供を受けた担保（ロールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットディング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基で提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットディング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7

前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

二 N（二以上の整数とする。）日^レとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット $F + N - 1$

F は前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも一倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用組合は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポートヤーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外するものとする。

10

標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用

7

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

二 N日^レとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット $F + N - 1$

F は前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスポートヤーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用組合は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポートヤーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外しなければならない。

10

標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用

リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

(承認申請書の提出)

第五十二条の二 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一・五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

第五十二条の三 行政庁は、期待エクスポート方式の使用について第五十二条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポート方式計測モデルが当該承認に先立つて

リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

(承認申請書の提出)

第五十三条の二 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポート方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポート方式計測モデルが当該承認に先立つて

一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一～三 略〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ～ハ 略〕

〔五～十二の二 略〕

十三 α を独自に推計している場合には、第五十二条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十二条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十二条の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受

一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一～三 同上〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ～ハ 同上〕

〔五～十二の二 同上〕

十三 α を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受

けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出るものとする。

〔一～三 略〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用組合は、当該標準的手法採用組合が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

（承認の取消し）

第五十二条の五 行政庁は、期待エクスポートジャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合が前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十二条第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第五十二条の六 期待エクスポートジャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポートジャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポートジャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポートジャー方式を適用しない旨を第五十二条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポートジャー方式実施計画に定めている場合は、この限りで

けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならない。

〔一～三 同上〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用組合は、当該標準的手法採用組合が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第五十三条の五 行政庁は、期待エクスポートジャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合が前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第五十三条の六 期待エクスポートジャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポートジャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポートジャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポートジャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポートジャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポートジャー方式実施計画に定めている場合は、この限りで

ない。

2 「略」

(カレント・エクスポートージャー方式)

第五十三条 標準的手法採用組合が第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポートージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

二 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引に係るネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあっては、各掛けに残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額

の限りでない。

2 「同上」

〔条を加える。〕

取引の区分	残存期間の区分	(パーセント)	掛目					
			一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超
その他コモディティ関連取引	貴金属関連取引(金 関連取引を除く。)	株式関連取引	金利関連取引	外国為替関連取引 及び金関連取引	一年以内	一年超五年以内	五年超	
一年超五年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年超五年以内	一年超五年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内
五年超	五年超	五年超	五年超	五年超	五年超	五年超	五年超	一年以内
十五 ・ 〇	十二 ・ 〇	十 ・ 〇	八 ・ 〇	七 ・ 〇	六 ・ 〇	一 ・ 五	〇 ・ 五	一 ・ 〇

〔注1〕 特定の支払期日においてその時点でのエクスボージ

ヤーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるよう契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は○・五パーセントを下限とする。

〔注2〕 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

〔注3〕 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

〔注4〕 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

〔注5〕 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

〔注6〕 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプシ

ヨン（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注7） 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注8） 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注9） その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

口 クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛け目を乗じて得た額

取引の種類	
原債務者の種類	
掛 目 (パーセント)	
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト	優良債務者 その他の債務者
十・〇	五・〇

・スワップ

(注1)

標準的手法採用組合がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用組合がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合には、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用組合は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2)

優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

- ① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体
- ② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすること

が認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引について、次の算式により得られるネットのアドオンの額

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
〔略〕	二十五パーセント

適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又はS A I C C R を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「同上」

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
〔同上〕	二十五パーセント

適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合に限る。以下同じ。）

相当額を算出する場合において
これらの取引に係る与信相当額
が算出される担保の提供に用い
られるに限る。以ト同じ。)

2
〔略〕

(計算方法)

第八十八条 標準的手法採用組合が包括的手法を適用する場合であつて、第五十条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレンント・ヒクスピージャー方式を使用し、かゝり、適格金融資産担保を用ひるときのヒクスピージャーの額は、次の式により算出する。

$$E* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスピージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十三条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_aは、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びHfx（エクスピージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネッシング契約が存在する場合は、前項のRC

2
〔匡上〕

(計算方法)

第八十八条 標準的手法採用組合が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレンント・ヒクスピージャー方式を使用し、かゝり、適格金融資産担保を用ひるときのヒクスピージャーの額は、次の式により算出する。

$$E* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスピージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十一条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_aは、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びHfx（エクスピージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネッシング契約が存在する場合は、前項のRC

は第五十三条第一項第二号に定めるネット再構築コストとし、またアドオンは同条第三項第一号に定めるネットのアドオンとする。

3

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナルの信用リスク・アセツトの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセツトの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセツトの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{\left(\frac{Tm}{10}\right)}$$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

第五十一冬第七項の規定により算出] キャンペーン

スクのマージン期間は五営業日とすることができます。

は第五十一条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、またアドオンは同条第三項第一号に定めるネットのアドオンとする。

5

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナルの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスボージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{\left(\frac{T_m}{10}\right)}$$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

第五十三條第七項の定めに従い算出】た】マクのマニ

スクのマージン期間は五営業日とすることができます。

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第百三十二条 [略]

[2～4 略]

5 第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十一條の六まで
の規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用す
る。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」と
あるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前二項
」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第百三十二条 [回上]

[2～4 同上]

5 第五十条から第五十二條の六までの規定は、事業法人等向けエク
スボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準
的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え
るものとする。

6 内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の
適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次
ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エ
クスボージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に當
たつて第五十三条に定める期待エクスボージャー方式を用いていな
いときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスボージ
ャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算參
加者に対するトレード・エクスボージャーのEADとすることができ
る。

掛け目 = $\sqrt{Tm/Tm/10}$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージ
ン期間。この場合において、同項第一号中「ネットディング・セッ
ト二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業
日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替
えるものとする。

(マチユリティ)

第一百三十三条 [略]

〔2～5 略〕

6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスボージャーのEADについて第五十二条から第五十二条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる~~勘定~~E E_{tk}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

7 [略]

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十四条 [略]

〔2～4 略〕

5 第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百三十三条 [同上]

〔2～5 同上〕

6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスボージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる~~勘定~~E E_{tk}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 同上〕

7 [同上]

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十四条 [同上]

〔2～4 同上〕

5 第五十条から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

6|| 第百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポートヤーであつて、内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーのEADを算出する場合について準用する。

(エクスポートヤーの厚さ (T))

第二百三十六条 「略」

2 エクスポートヤーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポートヤーの計算においては第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(エクスポートヤーの厚さ (T))

第二百三十六条 「同上」

2 エクスポートヤーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポートヤーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一・二 略〕

三 期待エクスポートヤー方式の使用について第五十二条第一項（

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一・二 同上〕

三 期待エクスポートヤー方式の使用について第五十三条第一項（

第一百三十二条第五項又は第一百四十三条第五項において準用する場合を含む。) の承認を受けた組合

3
〔略〕

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十六条の二) 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットディング・セットド)とに算出した額とする。

— S A C C R を用いる場合 第五十二条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

二 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十二条第二項に規定する与信相当額

三 カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第四章第六節 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

第五款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) × (1-EXP(-0.

第一百三十二条第五項又は第一百四十三条第五項において準用する場合を含む。) の承認を受けた組合

3
〔同上〕

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十六条の二) 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットディング・セットド)とに算出した額とする。

— カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第四章第六節 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

第五款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) × (1-EXP(-0.

$(0.05 \times M_x) / (0.05 \times M_k)$

M_k は、対応する M_i 、 M_i^{hedged} 又は M_{Ind}

〔略〕

6

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項の $\text{EAD}_{i \text{ total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットディング・セシトの $\text{EAD}_{i \text{ total}}$ とする）とができる。

掛け目 = $\sqrt{(T_m/10)}$

T_m は、第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第11回四十六条の三第七項」と、同項第一号中「ネットディング・セシト二十営業日」とあり、及び「ネットディング・セシト 十営業日」とあるのは、「ネットディング・セシト 五営業日」と読み替えるものとする。

（中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセット）第二百四十六条の六 第四章（第五十一条第四項第一号及び第二号を除く。）の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、

$(0.05 \times M_x) / (0.05 \times M_k)$

M_k は、対応する M_i 、 M_i^{hedged} 又は M_{Ind}

〔回上〕

6

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の $\text{EAD}_{i \text{ total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットディング・セシトの $\text{EAD}_{i \text{ total}}$ とする）とができる。

掛け目 = $\sqrt{(T_m/10)}$

T_m は、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットディング・セシト二十営業日」とあり、及び「ネットディング・セシト 五営業日」とあるのは、「ネットディング・セシト 五営業日」と読み替えるものとする。

（中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセット）第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読

同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートレーダーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポートレーダーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートレーダーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポートレーダーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポートレーダーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セツト及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セツト」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セツト」と読み替えるものとする。

「一・二 略」

3 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合（S A I C C R を用いる場合に限る。）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セツトに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数（十営業日を下

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポートレーダー（組合が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていな場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレ

回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

ード・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

4|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待

エクスボージャー方式を用いるときは、第五十二条第七項第一号中

「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

5|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七

十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セ

ントに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6||

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスボージャー（組合が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となつた際に組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとす。

〔項を加える。〕

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額（ K_{CMi} ）に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額（ K_{CMi} ）は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max \left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

DF_i^{pref} は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者*i*が拠出した清

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（ K_{CM} ）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額（ K_{CM} ）は次の算式を用いて算出する。

算基金の額

DF_{COP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

$$DF_{CM}^{pref} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF' & if \\ (i) & DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF') + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & if \\ (ii) & DF_{CCP} \leq K_{CCP} \leq DF' \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & if \\ (iii) & K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases}$$

DF_{CM}は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するトレード・エクスポート・ジャマーの額

IM 温ゆのEAD_iは、おのマヌせロニ興うの販売の凶介にせん、並締メアゼロリ捉えの額ふわ。

派生商品販売 のA-CORを用いて算出した額。ただし、受け入る異議の額には直接清算参加者が提出した清算基金の額を加ねない。リスクのマーケット額は十脚業用ふわ。

△ ノボルの販売 次の算出による算出した額

$$EAD_i = max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスポート・ジャマーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第七十九条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM_iは、直接清算参加者*i*が提出した当初証拠金の額
DF_iは、直接清算参加者*i*が提出した清算基金の額

$$K_{CM}' = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = Max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

K_{CM}'は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

N_iは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

DF_{COP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスポート・ジャマーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初

二 前号ロの規定により所要自己資本額($K_{C,i}$)を算出する場合に記す。

いっては、第七十五条第一項第一号ニの規定にかかるらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点や取引件数が五千件を超えたネットティング・セツトに係る最低保有期間を二十営業日とする)とを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレーディング・エクスボージャーに

係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第一号イに定める額(担保を授受してこなこと仮定した場合における額とする。)又は四号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分(レポート)に分別管理されることは、第一号の所要自己資本額は、当該区分(レポート)に算出する。この場合において、 DF_{cep} が当該区分(レポート)に分別管理されていないときは、当該区分(レポート)の DF_{cep} 及 $\Sigma_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかるらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者との勘定(複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理してくるそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。)を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレーディング・エクスボージャー方式を用いる。

証拠金の額を加えた額

IM_i は、直接清算参加者*i*が拠出した当初証拠金(第九号において同じ。)

DF_{i1} は、直接清算参加者*i*が拠出した清算基金
 $A_{Net, i1}$ は、直接清算参加者*i*に対するEBRM_iの額(第八号及び第九号において同じ。)

$A_{Net, 2i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号において同じ。)

$A_{Net, 2i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち二番目に大きい額(第八号及び第九号において同じ。)

$\Sigma_i A_{Net, i1}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額の合計額(第八号及び第九号において同じ。)

11 前号におけるエクスボージャーの額は、第七十九条及び第八十

八条の信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額とする。

11 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額の計算については、第五十一条のカレント・エクスボージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十一条第二項第一号のネットのアシ

一の額及び当該間接清算参加者との勘定のトレード・エクスポートの額の合計額をEAD_iとする。

二| ポジションの額をEAD_iとする。

七| 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、

当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者との勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者との勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

二| 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額

(以下この項において単に「合計額」という。)と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「仮定した合計額」という。)を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの額の合計額とする。

一| 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの額の合計額

二| 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

の額

オノにてては、次の算式を用い。

ネットのアドオン = 0.15 × グロスのアドオン

$$+0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第二号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十

二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十五条第二項第一号ニ(第八十二

条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とする必要はない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分(以下この号において「区分」といふ。)とに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分(以下この号において「区分」といふ。)とに算出することを要する。この場合において、DF_{cap}が当該区分(以下この号において「区分」といふ。)とのDF_{cap}はΣA_{Net,i}の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額(DF_{clt})が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K_{clt})を算出することを要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF_i*は、当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金の額

の額

DF_i*は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K_{oi})を計算する。)もしくは、

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

IMは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した当初証拠金の額
第一項第一中に掲げる「簡便査定法」又は、次の算式による査定
リスク・アセシムの額を算出する手筋をとる。)の場合において、
当該適格中央清算機関に対するルーム・ドクタード・ヘッジヤーの信用
リスク・アセシムの額を算出する。)もしくは、

$$\min((2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE)$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー
の額

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線をなした部分を除く全般にわたった傍線は注記である。

○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
目次		
〔第一章～第三章 略〕	〔第一章～第三章 同上〕	〔第一章～第三章 同上〕
第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法
〔第一節～第三節 略〕	〔第一節～第三節 同上〕	〔第一節～第三節 同上〕
第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十 三条）	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十 三条の六）	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十 三条）
〔第五節～第七節 略〕	〔第五節～第七節 同上〕	〔第五節～第七節 同上〕
附則		
(定義)		
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔一～七の二 略〕	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔一～七の二 同上〕	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔一～七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 組合が第二百四十六条の七第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を組合に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ・ハ 略〕

〔八・三十五 略〕

三十六 ソブリン向けエクスポート・ジャーナー 次に掲げるエクスポート・ジャーナーをいう。

〔イ・ヘ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアイノン・フラ投資銀行向けエクスポート・ジャーナー

〔チ・リ 略〕

〔三十七・三十七の二 略〕

三十七の三 トレード・エクスポート・ジャーナー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポート・ジャーナーをいう。

〔三十七の四・七十九 略〕

七の三 適格中央清算機関 組合が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を組合に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ・ハ 同上〕

〔八・三十五 同上〕

三十六 ソブリン向けエクスポート・ジャーナー 次に掲げるエクスポート・ジャーナーをいう。

〔イ・ヘ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポート・ジャーナー

〔チ・リ 同上〕

〔三十七・三十七の二 同上〕

三十七の三 トレード・エクスポート・ジャーナー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポート・ジャーナーをいう。

〔三十七の四・七十九 同上〕

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第三十一条 「略」

- 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多
数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開
発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧洲投
資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防
接種のための国際金融ファシリティ、歐州評議会開発銀行及びアジ
アンフラ投資銀行向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、
零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

- 第四十九条 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バラ
ンス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、
その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。
）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

〔略〕	掛 目 (パー セント) 類	オフ・バランス取引の種 備 考
-----	----------------------	--------------------

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第三十一条 「同上」

- 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多
数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復
興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧洲投資基金、北欧投
資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国
際金融ファシリティ及び歐州評議会開発銀行向けエクスポートージャー
のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

- 第四十九条 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バラ
ンス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、
その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。
）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

〔同上〕	掛 目 (パー セント) 類	オフ・バランス取引の種 備 考
------	----------------------	--------------------

七 信用供与に直接的に
代替する偶発債務

信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（SAICCR（第五十一条）に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポート方

七 信用供与に直接的に代替する偶発債務

信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補てん信託契約等をいう。

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

式（第五十二条に定め

るところにより与信相

当額を算出することを

いう。以下同じ。）を

用いて派生商品取引、

長期決済期間取引若し

くはレポ形式の取引若

しくは信用取引その他

これに類する海外の取

引に係る与信相当額を

算出する場合において

、これらの取引における

担保の提供で与信相

当額が算出されるもの

を除く。）又は有価証

券の買戻条件付売却若

しくは売戻条件付購入

2 「(注1)・(注2) 略」

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項

2 「(注1)・(注2) 同上」

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信

及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は、次条から第五十二条の六までに定めるところにより SAICCR 又は期待エクスポート・エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2||

前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポート・エクスポート方式(第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。)を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引について、SAICCR を用いて与信相当額を算出することができない。

一 先進的計測手法採用組合

二 第五十二条第一項の承認を受けた組合

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日

において SAICCR を用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を行政庁に届け出たとき又は第五十二条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前項の規定は、長期決済期間取引(有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。)

相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

) であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。) の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用組合は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 略〕

5|| 標準的手法採用組合が第五十二条から第五十二条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポート形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6|| 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 略〕

7|| 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 〔略〕

(SA—CCR)

第五十一条 標準的手法採用組合がSA—CCRを用いる場合には、ネッティング・セット(法的に有効な相対ネッティング契約下にあ

であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。) の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用組合は、派生商品取引と长期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 同上〕

3|| 標準的手法採用組合が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポート形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4|| 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 同上〕

5|| 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 〔同上〕

(カレント・エクスポート方式)

第五十一条 標準的手法採用組合がカレント・エクスポート方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより

る取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。) ノ)とじ、次の算式により与信相当額を算出する。

ただし、ネッティング・セット(法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。)において、複数のマージン・アグリーメント(取引相手方に係るエクスポートジャーマーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に對して担保の提供を求める)ことができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条

第五項及び第十一項において同じ。)が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合)とともに、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト(以下この条において同じ。)

PFEは、将来の潜在的なエクスポートジャーマー額(以下この条において同じ。)

2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\text{RC} = \max\{\text{V} - \text{C}, 0\}$$

$C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$

$$- C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$$

Vは、ネッティング・セットに含まれる取引の時価の合計額(次号及び第六項において同じ。)

3 RCは、ヘアカット調整後のネット担保額(次号及び第六項において

与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価する)ことにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)

イ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)の掛け目

取引の区分	残存期間の区分	掛け目
外国為替関連取引及	一年以内	(ペーセンテ)

て同じ。)

C_{collect} は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H_{collect} は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$Hf_{\text{X collect}}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C_{post} は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続き又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの（を除く。）の額

H_{post} は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

$Hf_{\text{X post}}$ は、担保を差し入れる場合においてエクスボージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$$\overline{RC} = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

TH は、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徵求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

MTA は、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

支払金額連取引	1年超5年以内	五年	七・五
金属闇連取引	1年以内	〇・〇	〇・五
五年超	一・五		
株式闇連取引	一年以内	六・〇	八・〇
五年超	十・〇		
貴金属闇連取引（金 闇連取引を含む。）	一年以内 五年超	七・〇 八・〇	
他の他の口座（マサ イ闇連取引）	一年以内 五年超	十・〇 十一・〇 十五・〇	

(注) 特定の支払期日ににおけるその時点でのエクスボージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日ににおける市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3
同一項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

〔一〕 マージン・アグリーメントを締結してこなす場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネットディング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H_{NS}は、第四章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自組合推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

M_{NS}は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなるいる場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_{NS}は、H_{NS}を算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

〔二〕 マージン・トグラーク・ユを締結してこなす場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグ

リーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点か

とみなす）がやれる。」の基準を満たす残存期間が

一年超の金利関連取引については、アドオン掛日は〇・五ペーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「他のモディティ関連取引」として取り扱いがある。

(注3) 〔一〕通貨間かの変動金利相互間の金利スワップについては、〔一〕の項に係る額を与信相当額に加えること必要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注5) 金利連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、〔一〕通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいい。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワッ

ら当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。(以下同じ。)

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

4| 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。
一| 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット 二十営業日

二| 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

三| 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネットティング・セット 五営業日

四| 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットティング・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日

五| N(二以上の整数とする。)日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットティング・セット F+N-1
Fは、前四号の規定により定まるリスクのマージン期間

5| 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネットティング・セットについて、担保額調整(エクスポートと担保の価格変動に伴う信用供与額の変

取引の種類	原債務者の種類	掛目
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法採用組合がプロテクション提供者である

場合の掛け目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用組合がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合には、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由(プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があ

化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットディング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも11倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = multiplier \times AddOn_{aggregate}$$

$$multiplier = min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$$

$$\times exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn_{aggregate}}\right)\}$$

$$AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}$$
$$+ AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}$$

AddOn^(IR)は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn^(FX)は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Credit)は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Equity)は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Com)は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットティング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・プライベー(当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下「」の項において同じ。)に応じ、当該各号に定める取引に割

らかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用組合は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リ

スク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、
外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十ペーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ

・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番

り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

一	金利の変動等	金利デリバティブ
二	外国為替の変動等	外国為替デリバティブ
三	原債務者に係る信用状態の変動	信用デリバティブ
四	株価の変動等	エクイティ・デリバティブ
五	コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等	コモディティ・デリバティブ

前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

一	金利デリバティブ	同一通貨の金利を参照する金利デリバティブ
二	外国為替デリバティブ	同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
三	信用デリバティブ	一の区分のヘッジセット
四	エクイティ・デリバティブ	一の区分のヘッジセット
五	コモディティ・デリバティブ	エネルギー、金属、農産物その他コモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット

前項の規定にかかわらず、ベース（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この

目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションのう対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

一一 法的に有効な相対ヘッジティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とする」とができます。

ネットのアドオン = $0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$

項及び第五十二条の三において同じ。) 間の差異をいう。) を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・フアクターの同一の組み合わせごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分(ア)とに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11 第六項の算式中 $AddOn_{n^{(IR)}}$ は、次の各号に従い算出する。
一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_j^{(IR)}$ は、通貨 j 建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二 前号の算式中 $AddOn_j^{(IR)}$ は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	○・五〇

第九項に規定するくじゅうやく	〇・一一五
第十項に規定する別に設けられた くじゅうやく	一一・四五〇

〔〕前号に規定するくじゅうやくに係る実効想定元本額を算出する

場合にば、次のイ又はロのこぎれいの算式を用いて算出する。

$$\frac{[(D_{j1}^{(IR)})^2 + (D_{j2}^{(IR)})^2 + (D_{j3}^{(IR)})^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)}]}{+ 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)}}^{\frac{1}{2}}$$

$D_{j1}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i （第五号に規定する E_i をい

う。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバ

バティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。
）

$D_{j2}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i が一年以上五年以下である

金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j3}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i が五年超である金利デリバ

ティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$\frac{|D_{j1}^{(IR)}| + |D_{j2}^{(IR)}| + |D_{j3}^{(IR)}|}{}$$

〔〕前号の算出金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該

金利「リバティイブ」に係る「ローン」調整後想定元本額に「ルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号の「ローン」調整後想定元本額は、金利「リバティイブ」に係る想定元本額に、次の算式により得た額とする。ただし、当該「ローン」調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該「ローン」調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、当該「ローン」調整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーシヨン調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S_iは、同号の金利デリバティイブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティイブの原資産が金利デリバティイブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティイブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E_iは、同号の金利デリバティイブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティイブの原資産が金利デリバティイブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティイブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
ノール・オプションの買い	$\Phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
ノール・オプションの売り	$-\Phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの売り	$\Phi \left(\frac{-\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

(注1) P_i は、当該オプションが参考する金利等の水準

(注2) K_i は、当該オプションの行使価格

(注3) σ_i は、○・五

(注4) T_i は、当該オプションにおける最も遅い権利行使

日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注⑤) $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注⑥) いの表において「ロール・オプション」とは、当該

オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該
オプションの時価が上昇するものをいう。

(注⑦) いの表において「プット・オプション」とは、当該

オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該
オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該
金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金
利デリバティブの時価が上昇するもの 一
ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該
金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金
利デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の
区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\min\{M_i, 250\}}$$

M_i は、当該金利デリバティブの残存期間をいい、当該金利デ

リバティの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該
原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産
である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日

数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結した場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

MPOR_iは、当該金利デリバティブ_iを含むネットティング・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第一号」とあるのは、「

第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12| 第六項の算出_ロAddOn_(FX)は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(FX)}$$

AddOn_{HSj}^(FX)は、ヘッジセット_jに係るアドオンの額

11| 前号の算出_ロAddOn_{HSj}^(FX)は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四

三

前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外國為替デリバティブごとに、当該外國為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外國為替デリバティブがネッティング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向を揃えて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「

「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「

「為替レート等」と、「○は、〇・五」とあるのは「○は、〇

・「五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するものマイナス

五

前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「外国為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次の各号に従い算出する。

算出に用いられる算式は、次のとおりです。

$$AddOn(Credit) = \left(\sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2$$

$$+ \sum_k \left(1 - (\rho_k^{(Credit)})^2 \right) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity_k)は、Entity_kを参照する信用デリバティブに係る

アドオンの額の合計額

Entity_kは、当該信用デリバティブが参考する事業法人等。たゞ

し、当該信用デリバティブがインデックス・コレジット・デフ
オルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$ は、Entity_kに係る相関係数

前号の算式はAddOn(Entity_k)は、次のとおりに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該又は口に定める掛田をやれやれ
信用デリバティに係る実効想定期元本額に乗じて得た額の合計額
とする。

事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲
げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応す
る信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け田

適格格付機関により付与された事 業法人等の格付に対応する信用リ スク区分	掛け田 (%ヤハム)
--	---------------

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	(パーセント)	掛目	六・〇〇	一・六〇	一・〇六	〇・五四	〇・四二	〇・三八
			1 — 6	1 — 5	1 — 4	1 — 3	1 — 2	1 — 1

(注) 第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

4—3又は5—3以上	○・三八
4—3又は5—3未満	一・〇六

三 第一号の算式中 $\rho_k(\text{Credit})$ は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利デリバティブ」〕とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利契約」〕とあるのは「原債務者に係る契約」又、「金利デリバティブの」〔あるのは「信用デリバティブの」〕又、「金利デリバティブ又は負債性商品」〔あるのは「信用デリバティブ」〕又、「金利デリバティブが」〔あるのは「信用デリバティブが」〕又、「金利等又は負債性商品の金利等」〔あるのは「原債務者に係る契約」〕読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区分

分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「 σ_i は、〇・五」とあるのは「 σ_i は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては一・〇、インデックスを参照する場合にあつては〇・八」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
プロテクションの提供	$\frac{15}{-(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1) A_i は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2) D_i は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

二 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利」、「レート」、「イフ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項」と、「第十一項第八号において読み替えて

準用する前項各号」とあるのは「第十二項第七号において読み替
えて準用する第十一年第八号」における読み替えて準用する前項各
号」と読み替へるものとする。

14) 第六項の算出は $AddOn(Equity)$ は、次の各項に従て算出する。
1 算出に用いる算出は、次のとおりである。

$$AddOn(Equity) = \frac{\left[\left(\sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left(1 - (\rho_k^{(Equity)})^2 \right) \times (AddOn(Equity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}}{\left(\sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2}$$

$AddOn(Equity_k)$ は、 $Equity_k$ を参照するエクイティ・デリバティブ

に係るアドオンの額の合計額

$Equity_k$ は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は

株価指數

$\rho_k^{(Equity)}$ は、 $Equity_k$ に係る相関係数

1) 前項の算出は $AddOn(Equity_k)$ は、次の表の上欄に掲げる H ケイ
ブイ・トリベテイブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛率を、
H ケイブイ・トリベテイブに係る実効想定元本額に乗じて得た額
の合計額とする。

H ケイブイ・トリベテイブの区分	掛率
(一ヶ月以上)	

ソトに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ

三

第一号の算式中の α_k (Equity)は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五

ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四

第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「ロ」は、「○・五」とあるのは「ロ」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあっては「一・二〇」、株価指数を参照する場合にあって

は〇・七五」と読み替えるものとする。

ロイに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの

一

ハイに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参考する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの

マイナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利」^{レート}「リバーティ」^{レート}とあるのは「エクイティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

15 第六項の算式中AddOn^(com)は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(com)}$$

$$AddOn_{HSj}^{(com)} = \left[\left(\rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2 + \left(1 - \left(\rho_j^{(com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left(AddOn(Type_k^j) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn_{HSj}^(com)は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type_k^j)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$$\rho_j^{(com)} i^j_k, 0.4$$

前号の算出はAddOn(Type_k^j)は、次の表の上欄に掲げる口引・ヘッジ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛田を、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乘じて得た額の合計額とする。

口引・ヘッジ・デリバティブの区分	掛田 (ペーパーナ)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	四十
第九項に規定するヘッジセットに含まれる	一十

コモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	第八項各号に定めるヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	第九項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ
九〇	九〇	十八	二〇	

三

前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）

「と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「○は、○・五」とあるのは「○は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては一・五、電力以外を参照する場合にあつては○・七」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第二号のマージン期間調整値の算出について準用する。」の場合において、同項第七

号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利デリバティブ」であるのは「コモディティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第

十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16 第一項ただし書の規定にかかわらず、单一のマージン・アグリーメントが複数のネッティング・セットを対象とする場合には、これらのネッティング・セットの集合」とに与信相当額を算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。¹⁸⁾

$$RC = \max \left[\frac{\left\{ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0}{+ \max \left[\left\{ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]} \right]$$
$$C_{MA} = C_{MA, collect} \times (1 - H_{C_{MA, collect}} - H_{f_{x_{MA, collect}}})$$
$$\frac{-C_{MA, post} \times (1 + H_{C_{MA, post}} + H_{f_{x_{MA, post}}})}{}$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

Visは、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA}は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

C_{MA, collect}は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H_{CM, collect}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

H_{f XM, collect}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる

ときにおけるボラティリティ調整率

C_{MA, post}は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

H_{CM, post}は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

H_{f XM, post}は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスボージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

は、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \frac{\sum_{NSEMA} PFE_{NS}^{unmarginated}}{PFE_{NS}^{unmarginated}}$$

PFE_{NS}^{unmarginated}は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結していないものとして算出することとする。

〔条文番号〕

第五十二条 標準的手法採用組合が標準方式を用いる場合は、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）「」とに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMV - CMC$$

$$; \sum_j \left| \sum_i RPT_{ij} - \sum_l RPCT_{lj} \right| \times CCF_j \right)$$

CMWは、ネッティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMCは、ネットディング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT_{ij} は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。） j における取引 i のリスク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

RPC_{ij} は、ヘッジ・セット j における担保 i のリスク・ポジション

CCF_{ij} は、ヘッジ・セット j に対する掛け目

11 リスク・ポジションは、次のこやねかの規定により算出する。
ただし、こやねの規定によりてもレバク・ポジションを算出する
ことがない場合、カレンス・クロスポートヤー方式により個
別取引に与信相当額を算出しなければならぬ。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産
とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

p_{ref} は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）
 v は、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス

クを有する派生商品取引の場合はその時価

p は、原資産の価格（ v と同じ表示通貨による。）

ロ 賦償選擇権を原資産又は取扱部分である場合（ク
レジシト・ポート・スクープを除く。）、次の算式により
リスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期

間又は次の金利更改日までの期間を「以下回」。) が一年以下の支払部分は、金利リスクに関するリスク・ポジションを算出する必要があります。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値(約定の基礎となる計算上の総支払額(想定元本を含む。)を対象とする。)、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値(いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額)

rは、金利水準

ハ クレジット・リコールト・スロップにては、次の算式によるリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション=想定元本額×残存期間

II 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互に支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を1の取引とみなすことができる。

2 クレジット・セットは、次の各号に従つて設けるものとする。

1 個別リスクの低い負債性商品(政府債のうち適格格付機関によ

り付与された格付に対応する信用リスク区分が1—2又は1—3であるもの、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である債券等をいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（個別リスクの低い負債性商品に該当しない債券等をいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分した上で、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リス

クの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCF_jは、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF_jは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	
金	
株式	
。)	貴金属（
金を除く	電力
除く。)	コモディティ（貴金属及び電力を除く。）

(期待エクスポートジャーワ方式)

二 負債性商品を原資産とする場合、 CCF_j は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産 個別リスクの 高い負債性商 品	個別リスクの低い負 債性商品（クレジッ ト・デフォルト・ス ワップに係るリスク ・ポジションに限る 。）	その他
○・六		
○・三		
○・二		

- 三 外国為替に関する CCF_j は、一・五パーセントとする。
四 前三号に該当しないものの場合、 CCF_j は十パーセントとする。

(期待エクスポートジャーワ方式)

掛目 (パーセント)	五	七	八・五	四
				十

第五十二条　〔略〕

第五十三条　〔同上〕

2　〔略〕

第五十三条　〔同上〕

3　標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した~~実効EPE~~又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した~~実効EPE~~のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4　〔略〕

3　標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した~~実効EPE~~又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した~~実効EPE~~のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4　〔同上〕

5　標準的手法採用組合は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスボージャー計測モデル（期待エクスボージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する~~実効EPE_{tk}~~の算出において、当該担保による効果を勘案した~~E_{tk}~~を用いることにより同項第一号に規定する~~実効EPE~~を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6　標準的手法採用組合は、前項に規定する方法を使用して~~実効EPE~~を計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手

5　標準的手法採用組合は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスボージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に對して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスボージャー計測モデル（期待エクスボージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する~~実効EPE_{tk}~~の算出において、当該担保による効果を勘案した~~E_{tk}~~を用いることにより同項第一号に規定する~~実効EPE~~を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6　標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いざか小さい額を第二項第二号に規定する~~実効EPE~~

方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

-
- Eとする方法を使用することができる。
 - ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額
 - 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいやれか大きい額を加えた額

$$\text{イ アドオン} = E[\max(\Delta MtM, 0)]$$

E[]は、[]内の期待値

ΔMtM は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づく担保をし、又は提供を受けた担保（ロールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットディング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基で提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットディング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7

前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

二 N（二以上の整数とする。）日^レとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット $F + N - 1$

F は前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも一倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用組合は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポートヤーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外するものとする。

10

標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用

7

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

二 N日^レとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット $F + N - 1$

F は前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスポートヤーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用組合は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポートヤーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外しなければならない。

10

標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用

リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

(承認申請書の提出)

第五十二条の二 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一・五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

第五十二条の三 行政庁は、期待エクスポート方式の使用について第五十二条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポート方式計測モデルが当該承認に先立つて

リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

(承認申請書の提出)

第五十三条の二 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポート方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポート方式計測モデルが当該承認に先立つて

一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一～三 略〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ～ハ 略〕

〔五～十二の二 略〕

十三 α を独自に推計している場合には、第五十二条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十二条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十二条の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受

一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一～三 同上〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ～ハ 同上〕

〔五～十二の二 同上〕

十三 α を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受

けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出るものとする。

〔一～三 略〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用組合は、当該標準的手法採用組合が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

（承認の取消し）

第五十二条の五 行政庁は、期待エクスポートジャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合が前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十二条第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第五十二条の六 期待エクスポートジャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポートジャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポートジャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポートジャー方式を適用しない旨を第五十二条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポートジャー方式実施計画に定めている場合は、この限りで

けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならない。

〔一～三 同上〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用組合は、当該標準的手法採用組合が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第五十三条の五 行政庁は、期待エクスポートジャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合が前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第五十三条の六 期待エクスポートジャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポートジャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポートジャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポートジャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポートジャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポートジャー方式実施計画に定めている場合は、この限りで

ない。

2 「略」

(カレント・エクスポートージャー方式)

第五十三条 標準的手法採用組合が第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポートージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

二 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引に係るネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあっては、各掛けに残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額

の限りでない。

2 「同上」

〔条を加える。〕

取引の区分	残存期間の区分	(パーセント)	掛目					
			一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超
その他コモディティ関連取引	貴金属関連取引(金 関連取引を除く。)	株式関連取引	金利関連取引	外国為替関連取引 及び金関連取引	一年以内	一年超五年以内	五年超	
一年超五年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年超五年以内	一年超五年以内	一年超五年以内	五年超	
五年超	五年超	五年超	五年超	五年超	五年超	五年超	五年超	
十五 十二 〇	八 七 〇	十 八 〇	六 五 〇	一 五 〇	〇 五 〇	一 五 〇	一 五 〇	(パーセント)

〔注1〕 特定の支払期日においてその時点でのエクスボージ

ヤーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるよう契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は○・五パーセントを下限とする。

〔注2〕 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

〔注3〕 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

〔注4〕 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

〔注5〕 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

〔注6〕 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプシ

ヨン（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注7） 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注8） 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注9） その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

口 クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛け目を乗じて得た額

取引の種類		原債務者の種類 (パーセント)
額	掛目	
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト	優良債務者 その他の債務者	
十・〇	五・〇	

・スワップ

(注1)

標準的手法採用組合がプロテクション提供者である場合の掛け目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用組合がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合には、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用組合は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2)

優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

- ① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体
- ② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすること

が認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引について、次の算式により得られるネットのアドオンの額

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
〔略〕	

適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又はS A I C C R を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信）

二十五パーセント

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「同上」

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
〔同上〕	

適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合に限る。以下同じ。）

二十五パーセント

相当額を算出する場合において
これらの取引に係る与信相当額
が算出される担保の提供に用い
られるに限る。以ト同じ。)

2
〔略〕

(計算方法)

第八十八条 標準的手法採用組合が包括的手法を適用する場合であつて、第五十条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレンント・ヒクスピージャー方式を使用し、かゝり、適格金融資産担保を用ひるときのヒクスピージャーの額は、次の式により算出する。

$$E* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスピージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十三条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_aは、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びHfx（エクスピージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネッシング契約が存在する場合は、前項のRC

2
〔匡上〕

(計算方法)

第八十八条 標準的手法採用組合が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレンント・ヒクスピージャー方式を使用し、かゝり、適格金融資産担保を用ひるときのヒクスピージャーの額は、次の式により算出する。

$$E* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスピージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十一条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_aは、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びHfx（エクスピージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネッシング契約が存在する場合は、前項のRC

は第五十三条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第一号に定めるネットのアドオンとする。

3
〔略〕

(間接清算参加者に対するトレード・日クスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百三十条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーについて、与信相当額の算出にカレンダー・エクスボージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなす」とがやである。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{ (Tm/10) }$$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十二条第七項の規定により算出したリスクのマージン期

間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

は第五十一条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第一号に定めるネットのアドオンとする。

3
〔同上〕

(間接清算参加者に対するトレード・日クスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百三十条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーについて、与信相当額の算出に第五十二条に定める期待エクスボージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなす」とがやである。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{ (Tm/10) }$$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期

間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第百三十二条 [略]

[2～4 略]

5 第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十一條の六まで
の規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用す
る。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」と
あるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前二項
」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

第百三十二条 [回上]

[2～4 同上]

5 第五十条から第五十二條の六までの規定は、事業法人等向けエク
スボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準
的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え
るものとする。

6 内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の
適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次
ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エ
クスボージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に當
たつて第五十三条に定める期待エクスボージャー方式を用いていな
いときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスボージ
ャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算參
加者に対するトレード・エクスボージャーのEADとすることができ
る。

掛目 = $\sqrt{Tm}/(Tm/10)$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージ
ン期間。この場合において、同項第一号中「ネットディング・セッ
ト二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業
日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替
えるものとする。

(マチユリティ)

第一百三十三条 [略]

〔2～5 略〕

6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスボージャーのEADについて第五十二条から第五十二条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる~~特例~~E E_{rk}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

7 [略]

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十四条 [略]

〔2～4 略〕

5 第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(マチユリティ)

第一百三十三条 [同上]

〔2～5 同上〕

6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスボージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる~~特例~~E E_{rk}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 同上〕

7 [同上]

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十四条 [同上]

〔2～4 同上〕

5 第五十条から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

6||

第一百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポートジヤーであつて、内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジヤーのEADを算出する場合について準用する。

(エクスポートジヤーの厚さ (T))

第二百三十六条 「略」

2 エクスポートジヤーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポートジヤーの計算においては第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(エクスポートジヤーの厚さ (T))

第二百三十六条 「同上」

2 エクスポートジヤーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポートジヤーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一・二 略〕

三 期待エクスポートジヤー方式の使用について第五十二条第一項（

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一・二 同上〕

三 期待エクスポートジヤー方式の使用について第五十三条第一項（

第一百三十二条第五項又は第一百四十三条第五項において準用する場合を含む。) の承認を受けた組合

3
〔略〕

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十六条の二) 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットディング・セットド)とに算出した額とする。

— S A C C R を用いる場合 第五十二条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

二 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十二条第二項に規定する与信相当額

三 カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第四章第六節 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

5 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値は、第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) × (1-EXP(-0.

第一百三十二条第五項又は第一百四十三条第五項において準用する場合を含む。) の承認を受けた組合

3
〔同上〕

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十六条の二) 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットディング・セットド)とに算出した額とする。

— カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第四章第六節 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) × (1-EXP(-0.

$(0.05 \times M_x) / (0.05 \times M_k)$

M_k は、対応する M_i 、 M_i^{hedged} 又は M_{Ind}

〔略〕

6

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項の $\text{EAD}_{i \text{ total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットディング・セシトの $\text{EAD}_{i \text{ total}}$ とする）とができる。

掛け目 = $\sqrt{(T_m/10)}$

T_m は、第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第一百四十六条の三第七項」と、同項第一号中「ネットディング・セシト二十営業日」とあり、及び「ネットディング・セシト 十営業日」とあるのは、「ネットディング・セシト 五営業日」と読み替えるものとする。

$(0.05 \times M_x) / (0.05 \times M_k)$

M_k は、対応する M_i 、 M_i^{hedged} 又は M_{Ind}

〔回上〕

6

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の $\text{EAD}_{i \text{ total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットディング・セシトの $\text{EAD}_{i \text{ total}}$ とする）とができる。

掛け目 = $\sqrt{(T_m/10)}$

T_m は、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットディング・セシト二十営業日」とあり、及び「ネットディング・セシト 五営業日」とあるのは、「ネットディング・セシト 五営業日」と読み替えるものとする。

（中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条の六 第四章（第五十一条第四項第二号及び第三号を除く。）の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、

（中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読

同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートレーダーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポートレーダーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートレーダーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポートレーダーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポートレーダーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セツト及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セツト」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セツト」と読み替えるものとする。

「一・二 略」

3 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合（S A I C C R を用いる場合に限る。）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セツトに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数（十営業日を下

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポートレーダー（組合が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていなない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレ

回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

4||

第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスボージャー方式を用いるときは、第五十二条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となつた場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

5||

第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第十七条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セ

ード・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。
〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

ントに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6||

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスボージャー（組合が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となつた際に組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとす。

〔項を加える。〕

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額（ K_{CMi} ）に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額（ K_{CMi} ）は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max \left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

DF_i^{pref} は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者*i*が拠出した清

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（ K_{CM} ）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額（ K_{CM} ）は次の算式を用いて算出する。

算基金の額

DFCCPは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & \text{if } DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF'' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases}$$

(i) (ii) (iii)

$$DF_{CP} = \sum_i max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

KCMは、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第

八号及び第九号において同じ。)

ノルマニスムの歴史とその影響

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRMは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者に対する

するエクスポート・ジャマーの額に当該直接清算参加者が拠出した
当初証拠金の額を加えた額（第七十九条の信用リスク削減手
法適用後の額とする。）

IMiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額
DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRMiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者_iに対するエクスポートジャーナルの額に当該直接清算参加者が拠出した当社

二 前号ロの規定により所要自己資本額($K_{C,i}$)を算出する場合に記す。

いっては、第七十五条第一項第一号ニの規定にかかるらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点や取引件数が五千件を超えたネットティング・セツトに係る最低保有期間を二十営業日とする)とを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレーディング・エクスボージャーに

係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第一号イに定める額(担保を授受してこなこと仮定した場合における額とする。)又は号口に定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分(レバーリング)に分別管理されることは、第一号の所要自己資本額は、当該区分(レバーリング)に算出する。この場合において、 DF_{cep} が当該区分(レバーリング)に分別管理されでこなときは、当該区分(レバーリング)の DF_{cep} 及、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかるらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者との勘定(複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理してこるそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。)を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレーディング・エクスボージャー方式を用いる。

証拠金の額を加えた額

IM_i は、直接清算参加者*i*が拠出した当初証拠金(第九号において同じ。)

DF_{i1} は、直接清算参加者*i*が拠出した清算基金
 $A_{Net, i1}$ は、直接清算参加者*i*に対するEBRM_iの額(第八号及び第九号において同じ。)

$A_{Net, 2i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号において同じ。)

$A_{Net, 2i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち二番目に大きい額(第八号及び第九号において同じ。)

$\Sigma_i A_{Net, i1}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額の合計額(第八号及び第九号において同じ。)

11 前号におけるエクスボージャーの額は、第七十九条及び第八十

八条の信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額とする。

11 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額の計算については、第五十一条のカレント・エクスボージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十一条第二項第一号のネットのアベ

一の額及び当該間接清算参加者との勘定のトレード・エクスポートの額の合計額をEAD_iとする。

レジマーの額の合計額をEAD_iとする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者との勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者との勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

二| 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額

(以下この項において単に「合計額」という。)と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「仮定した合計額」という。)を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの額の合計額とする。

一| 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの額の信用リスク・アセットの額

二| 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

オノにてては、次の算式を用いる。

ネットのアドオン = 0.15 × グロスのアドオン

$$+0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第二号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十五条第二項第一号ニ(第八十二条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点での取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とする必要はない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分(+)とに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分(+)とに算出することを要する。この場合において、DF_{cap}が当該区分(+)とに分別管理されていないときは、当該区分(+)のDF_{cap}はΣA_{Net,i}の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額(DF_{cl})が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K_{cl})を算出することを要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF_i*は、当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金の額

の額

DF_i*は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K_{oi})を計算する。)もしくは、

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

IMは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した当初証拠金の額
第一項第一中に掲げる「簡便査定法」又は、次の算式による査定
リスク・アセシムの額を算出する手筋をとる。)の場合において、
当該適格中央清算機関に対するルーム・ドクバボーダヤーの信用
リスク・アセシムの額を算出する。)もしくは、

$$\min((2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE)$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー
の額

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線をなした部分を除く全般にわたった傍線は注記である。

○ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

目次	改 正 後	改 正 前
〔第一章～第三章 略〕	〔第一章～第三章 同上〕	〔第一章～第三章 同上〕
第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法
〔第一節～第四節の二 略〕	〔第一節～第四節の二 同上〕	〔第一節～第四節の二 同上〕
第五節 信用リスク削減手法	第五節 信用リスク削減手法	第五節 信用リスク削減手法
〔第一款・第二款 略〕	〔第一款・第二款 同上〕	〔第一款・第二款 同上〕
第三款 包括的手法	第三款 包括的手法	第三款 包括的手法
〔第一目～第七目 略〕	〔第一目～第七目 同上〕	〔第一目～第七目 同上〕
第八目 削除	第八目 包括的手法における担保付派生商品取引（第九十条）	第八目 包括的手法における担保付派生商品取引（第九十条）
〔第四款～第七款 略〕	〔第四款～第七款 同上〕	〔第四款～第七款 同上〕
第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項	第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項	第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項
〔第一目・第二目 略〕	〔第一目・第二目 同上〕	〔第一目・第二目 同上〕
第三目 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバ	第三目 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバ	第三目 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバ

ティブ等（第一百四条—第一百六十六条）

〔第五章～第八章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～六の二 略〕

六の三 適格中央清算機関 農林中央金庫が第二百四十七条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を農林中央金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 略〕

〔七～二十九 略〕

三十 ソブリン向けエクスポートージャー 次に掲げるエクスポートージャーをいう。

〔イ～ヘ 略〕

ト 國際復興開発銀行、國際金融公社、多數国間投資保証機関、
国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興
開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資銀行、カリ

ティブ等（第一百四条—第一百六十六条）

〔第五章～第八章 同上〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～六の二 同上〕

六の三 適格中央清算機関 農林中央金庫が第二百四十七条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を農林中央金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 同上〕

〔七～二十九 同上〕

三十 ソブリン向けエクスポートージャー 次に掲げるエクスポートージャーをいう。

〔イ～ヘ 同上〕

ト 國際復興開発銀行、國際金融公社、多數国間投資保証機関、
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州
開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資銀行、カリ

間接清算参加者に対するトレード・エクスポートージャーの
信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第一百十六
条の二）

投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、歐州評議会開発銀行及びアジアンフラ投資銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十一・三十一の二 略〕

三十ーの三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十六条第二項に規定する长期決済期間取引をいう。第二十五条第一号及び第五十五条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十一の四～七十六 略〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合には第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合には第二十九条に定めるものをいう。

〔2・3 略〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合には第二十五条に定めるものを、内部格付手法を

ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び歐州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 同上〕

〔三十一・三十一の二 同上〕

三十ーの三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十一の四～七十六 同上〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合には第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合には第二十九条に定めるものをいう。

〔2・3 同上〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合には第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を

を採用した場合にあつては第一百二十九条に定めるものをいう。

付手法を採用した場合にあつては第百二十九条に定めるものをいう。

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

（農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条

「項を削る」

（農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条 「同上」

農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ジャマーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ジャマーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ジャマーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ジャマーに係る信用リスク・アセットの額について、第一百六十六条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たつて、当該トレード・エクスポート・ジャマーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第三十七条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多
数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開
発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投
資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防
接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジ
アンフラ投資銀行向けエクスポート・リージャーのリスク・ウェイトは、
零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に次の表の中
欄に掲げるオフ・バランス取引を行うときは、当該取引の相手方に
対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額
(見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であるこ
とを要する。以下同じ。) に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得
た額とする。

〔略〕	掛 目 (パ ー セ ン ト)	備 考
	類 オフ・バ ラン ス取 引の 種	

第三十七条　【同上】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多
数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復
興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投
資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国
際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行向けエクスポート・リ
ージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に次の表の中
欄に掲げるオフ・バランス取引を行うときは、当該取引の相手方に
対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額
(見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であるこ
とを要する。以下同じ。) に次の表の上欄に掲げる掛け目を乗じて得
た額とする。

〔同上〕	掛 目 (パ ー セ ン ト)	備 考
	類 オフ・バ ラン ス取 引の 種	

七 信用供与に直接的に
代替する偶発債務

信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（SACCR（第五十六条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポート）方式（第五十六条の

七 信用供与に直接的に
代替する偶発債務

信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補てん信託契約等をいう。

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

四に定めるところによ
り与信相当額を算出す

ることをいう。以下同

じ。）を用いて派生商

品取引、長期決済期間

取引若しくはレポ形式

の取引若しくは信用取

引その他これに類する

海外の取引に係る与信

相当額を算出する場合

において、これらの取

引における担保の提供

で与信相当額が算出さ

れるものを除く。）又

は有価証券の買戻条件

付売却若しくは売戻条

件付購入

2 「(注1)・(注2) 略」

(与信相当額の算出)

第五十六条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与

2 「(注1)・(注2) 同上」

(与信相当額の算出)

第五十六条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与

信相当額は、次条から第五十六条の四の六までに定めるところによりSA—CCR又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔2～4 略〕

5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

6 略

(SA—CCR)

第五十六条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にSA—CCRを用いるときは、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポートジャーナーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに第五十六条の四第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメント

信相当額は、次条から第五十六条の四の六までに定めるところによりカレント・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔2～4 同上〕

5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 同上

(カレント・エクスポート方式)

第五十六条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にカレント・エクスポート方式を用いるときは、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができます。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイ

メメントの下にある取引の集合)」など、当信相当額を算出するものと
ある。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \frac{\text{RC} + \text{PFE}}{\text{RC} + \text{PFE}}$$

同一。

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）
PFEは、将来の潜在的なエクスポートジャーラー額（以下この条において
同じ。）

前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定
める算式を用いて算出するものとする。
一 マーケット・アグリーメントを締結していない場合

$$RC = \max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$$

$$- C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額（次
号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項におい
て同じ。）

C_{collect}は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hc_{collect}は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する
ボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保

の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

Hfx_{collect}は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクス
ポートジャーラーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用する

ボラティリティ調整率

取引の区分	残存期間の区分	掛 四 (ペーセンテ)
外国為替関連取引及 び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	八・〇

の表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じ
て区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただ
し、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回
数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバ
ティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に
掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同
表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン
」といふ。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛け
り算式

項において同じ。)

H_Nは、第四章第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自金庫推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

M_{NS}は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_Nは、H_Nを算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

マージン・トグリーメームを締結したる場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグ

リーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

4| 前項第1号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットヘッジ・セラーの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。
— 日々の値動きにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性

要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注5) 金利連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプシ

ョン（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく

先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び鉱金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・リバティの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目
-------	---------	----

の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング

・セット 二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット 二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネッティング・セット 五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット（前三号に該当するものを除く。） 十営業日

五 N（二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット ハーフナイン
Fは、前回手の施設により掛けられたリスクのマージン期間

5| 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネッティング・セットについて、担保額調整（エクスボージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期

トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇	（パーセント）
--	------------------	------------	---------

（注1） 農林中央金庫がプロテクション提供者である場合の

掛目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、農林中央金庫がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、農林中央金庫は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

- ① 第三十三条から第三十九条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットディング・セツトについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも1.1倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$\overline{PFE} = \overline{multiplier} \times \overline{AddOn^{aggregate}}$$

$$multiplier = \frac{\min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)}{\times \exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn^{aggregate}}\right)\}}$$

$$\overline{AddOn^{aggregate}} = \overline{AddOn^{(IR)}} + \overline{AddOn^{(FX)}} + \overline{AddOn^{(Credit)}} \\ + \overline{AddOn^{(Equity)}} + \overline{AddOn^{(Com)}}$$

AddOn^(IR)は、金利デリバティイブに係るアドオン

AddOn^(FX)は、外国為替デリバティイブに係るアドオン

AddOn^(Equity)は、エクイティ・デリバティイブに係るアドオン

AddOn^(Com)は、コモディティ・デリバティイブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットディング・セツトに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てるものとする。

② 金融機関（第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、

外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

（注3）

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティイブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティイブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティイブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

一一 法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることがで

てることができる。

一 金利の変動等 金利デリバティブ

二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ

三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ

四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ

五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ

8| 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブ」とに設けられたヘッジセット

二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブ」とに設けられたヘッジセット

三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット

四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット

五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブ」とに設けられたヘッジセット

9| 前項の規定にかかわらず、ベース（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十六条の四の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分」と及びリスク

かい。

ネットのアドオン = $0.4 \times \text{グロスのアドオン}$

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

・ファクターの同一の組み合わせごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分(ア)とに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11 第六項の算式中 $AddOn_{(IR)}$ は、次の各号に従い算出する。
一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_j^{(IR)}$ は、通貨 j 建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二 前号の算式中 $AddOn_j^{(IR)}$ は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分 (ペーセント)	掛目
第八項各号に定めるヘッジセット	○・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・一五

第十項に規定する別に設けられた

11・Ⅳ〇

くシシヤハニ

〔三〕 前号に規定するくシシヤハニ係る実効想定元本額を算出する場合にば、次のイヌダロのこやせかの算式を用いて算出する。

$$\times \frac{\left[\left(D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left(D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left(D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}}{+ 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)}}$$

$D_{j2}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i （第五号に規定する E_i をいいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティイブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j2}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i が一年以上五年以下である金利デリバティイブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j3}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i が五年超である金利デリバティイブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$\square \frac{|D_{j1}^{(IR)}| + |D_{j2}^{(IR)}| + |D_{j3}^{(IR)}|}{}$$

〔四〕 前号の算式中金利デリバティイブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティイブに係るローナー、ローナー調整後想定元本額に「ルタ調整値及るマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五

前号の「ヨーナー」の調整後想定元本額は、金利「リバティ」
に係る想定元本額に、次の算式により得た額の「ヨーナー」の調
整値を乗じて得た額とする。ただし、当該「ヨーナー」の調整値
が十箇業日を年換算した値未満となる場合は、「ヨーナー」の調
整値は十箇業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーシヨン調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S_iは、同号の金利デリバティブ_iが参照する金利契約の計算期間
の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値
をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又
は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参
照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算
出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、
既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が
経過している場合には、零とする。

E_iは、同号の金利デリバティブ_iが参照する金利契約の計算期間
の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値
をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又
は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参
照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算
出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号の「ルタ税調整値」は、次のイカムくがやに異なる場合の凶
分に応じ、当該イカムくがやに規定の値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
コール・オプションの買い	$\Phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi \left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi \left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの売り	$\Phi \left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

(注1) P_i は、当該オプション*i*が参照する金利等の水準

(注2) K_i は、当該オプション*i*の行使価格

(注3) σ_i は、○・五

(注4) T_i は、当該オプション*i*における最も遅い権利行使

日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5) $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6)

この表において「ロール・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものという。

(注7)

この表において「プラス・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ

イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの

一

ハ
イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの

マイナス

七

第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ
マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

M_iは、当該金利デリバティブiの残存期間をいい、当該金利デ

リバティの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該

原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産

である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

口 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

MPOR_iは、当該金利デリバティブ_iを含むネッティング・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号口のリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第一号」とあるのは、「第十一項第七号口」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号口のリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12] 第六項の算式中AddOn^(FX)は、次の各号に従い算出する。
一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(FX)}$$

AddOn_{HSj}^(FX)は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

二 前号の算式中AddOn_{HSj}^(FX)は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。



ヘッジセットの区分

(パーセント)

掛目

第八項各号に定めるヘッジセット	
第十項に規定する別に設けられた ヘッジセット	四 二十

三

前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブがネットティング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向を揃えて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部

分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「

「為替レート等」と、「○は、〇・五」とあるのは「○は、〇・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参考する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの。一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参考する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの。マイナス一

五| 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「外国為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

一| 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次の各号に従い算出する。
一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn(Credit) = \left[\left(\sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2 + \sum_k \left(1 - (\rho_k^{(Credit)})^2 \right) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity_k)は、Entity_kを参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Entity_kは、当該信用デリバティブが参考する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・コレジット・デフォルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$ は、Entity_kに係る相関係数

「前号の算式 $\#AddOn(Entity_k)$ は、次の又は口に掲げた信用デリバティブの区分に応じ、当該又は口に定める掛田をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定期元本額に乗じて得た額の合計額とする。」

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛け目 (ペーベル)
------------------------------------	---------------

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	(パーセント)	（注） 第三十三条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。	口 インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目	六・〇〇	一・六〇	一・〇六	〇・五四	〇・四二	〇・三八
1 — 6	1 — 5	1 — 4	1 — 3	1 — 2	1 — 1				

4—3又は5—3以上	○・三八
4—3又は5—3未満	一・〇六

三 第一号の算式中 $\rho_k(\text{Credit})$ は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利デリバティブ」〕とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利契約」〕とあるのは「原債務者に係る契約」又、「金利デリバティブの」〔あるのは「信用デリバティブの」〕又、「金利デリバティブ又は負債性商品」〔あるのは「信用デリバティブ」〕又、「金利デリバティブが」〔あるのは「信用デリバティブが」〕又、「金利等又は負債性商品の金利等」〔あるのは「原債務者に係る契約」〕読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区

分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「 σ_i は、〇・五」とあるのは「 σ_i は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては一・〇、インデックスを参照する場合にあつては〇・八」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
プロテクションの提供	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1) A_i は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2) D_i は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

二 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金券」、「レジン」、「レジン」であるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項」と、「第十一項第八号において読み替えて

準用する前項各号」とあるのは「第十二項第七号において読み替
えて準用する第十一年第八号」における読み替えて準用する前項各
号」と読み替へるものとする。

14) 第六項の算出は $AddOn(Equity)$ は、次の各項に従て算出する。
1 算出に用いる算出は、次のとおりである。

$$AddOn(Equity) = \frac{\left[\left(\sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left(1 - (\rho_k^{(Equity)})^2 \right) \times (AddOn(Equity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}}{\sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k)}$$

$AddOn(Equity_k)$ は、 $Equity_k$ を参照するエクイティ・デリバティブ

に係るアドオンの額の合計額

$Equity_k$ は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は

株価指數

$\rho_k^{(Equity)}$ は、 $Equity_k$ に係る相関係数

1) 前項の算出は $AddOn(Equity_k)$ は、次の表の上欄に掲げる H ケイ
ブイ・トリベテイブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛率を、
H ケイブイ・トリベテイブに係る実効想定元本額に乗じて得た額
の合計額とする。

H ケイブイ・トリベテイブの区分	掛率
(一ヶ月以上)	

第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ
百	十	二 十	百六十	十六	三十二	

ソトに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ

三

第一号の算式中の α_k (Equity)は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五

ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四

第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「ロ」は、「○・五」とあるのは「ロ」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあっては「一・二〇」、株価指数を参照する場合にあって

は〇・七五」と読み替えるものとする。

ロイに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの

一

ハイに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参考する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの

マイナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利」^(注)「デイブ」とあるのは「エクイティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十四項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

一 第六項の算式中AddOn^(com)は、次の各号に従い算出する。
一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(com)}$$

$$AddOn_{HSj}^{(com)} = \frac{+ \left(1 - \left(\rho_j^{(com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left(AddOn(Type_k^j) \right)^{\frac{2}{2}}}{\left[\left(\rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}}$$

AddOn_{HSj}^(com)は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type_k^j)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照す

るコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(com)}$ は、0.4

前号の算式且AddOn(Type_k^j)は、次の表の上欄に掲げるコモディティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛田を、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

コモディティ・デリバティブの区分	掛田 (ペーセンテー)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	四十

第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ

イ・デリバティブ

三

前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「○は、○・五」とあるのは「○は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあっては一・五、電力以外を参照する場合にあっては○・七」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの。一
ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当

該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利デリバ

マイブ」とあるのは「コモディティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16 第一項ただし書の規定にかかわらず、单一のマージン・アグリーメントが複数のネッティング・セットを対象とする場合には、これらのネッティング・セットの集合)とに与信相当額を算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出す。¹⁶⁾

$$RC = \max \left[\left\{ \sum_{NS \in MA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$
$$+ \max \left[\left\{ \sum_{NS \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

$$C_{MA} = \frac{C_{MA, collect} \times (1 - Hc_{MA, collect} - Hfx_{MA, collect})}{-C_{MA, post} \times (1 + Hc_{MA, post} + Hfx_{MA, post})}$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

VNSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA}は、MAの下におけるヘーカット調整後のネット担保額

C_{MA, collect}は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H_c_{MA, collect}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

H_f_x_{MA, collect}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるとき適用するボラティリティ調整率

C_{MA, post}は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

H_c_{MA, post}は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

H_f_x_{MA, post}は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエク

スポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

第十六項の規定により与信相当額を算出する場合において、PFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NSEMA} PFE_{NS}^{unmargined}$$

PFE_{NS}^{unmargined}は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結していないものとして算出することとする。

第五十六条の二一 削除

(標準方式)

第五十六条の三 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準方式を用いるときは、ネットディング・セット（法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）とに、次各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネットディング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMV - CMC$$

$$; \sum_j |\sum_i RPT_{ij} - \sum_i RP\mathcal{C}_{ij}| \times CCF_j \Big)$$

CMWは、ネットティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額
CMCは、ネットティング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）
の時価の合計額

RPT_{ij} は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。
。） j における取引 i のリスク・ポジション（次号に定める額を
いう。以下同じ。）

$RP\mathcal{C}_{ij}$ は、ヘッジ・セット j における担保 i のリスク・ポジション
 CCF_j は、ヘッジ・セット j に対する掛け

11 リスク・ポジションは、次の二種類の規定による算出である。
ただし、二種類の規定によるものと同一の算出する
場合にはどちらの場合、カレッジ・リクエストカードによる
別取扱いに与信相当額を算出しなければならない。

イ 債債性商品（債券及び預金を含む。）以外のものを原資産
とする場合、次の算式によるリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

p_{ref} は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格 (vと同じ表示通貨による。)

口 債債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合 (クリッパ・リットル・スロップを除く。)、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等 (残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。) が一年以下の支払部分は、金利リスクに関するリスク・ポジションを算出する)。

$$\text{リスク} \cdot \text{ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値 (約定の基礎となる計算上の総支払額 (想定元本を含む。) を対象とする。)、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値 (いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額)

rは、金利水準

く クリッパ・リットル・スロップなどでは、次の算式によつて計算される。

リスク・ポジション = 想定元本額 × 残存期間

11 支払部分は、次の各項に規定するものとし。

イ 金融商品の支払部分がなされた取引の場合は、当該支

払

口 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2

ヘッジ・セットは、次の各号に従つて設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百六十一条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十一条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十一條において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける

3

リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4

CCF_jは、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF_jは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	
金	
株 式	
貴金属（ 金を除く 電 力	
イ （貴金属 コモディテ	

掛目 (パーセント)	
五	。
七	。
八・五	。
四	及び電力を除く。)
十	及び電力を除く。)

二 負債性商品を原資産とする場合、 CCF_j は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	個別リスクの高い負債性商品	個別リスクの低い負債性商品 (クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る)	その他
品			
○・六			
○・三			
○・二			

三 外国為替に関する CCF_j は、一・五パーセントとする。

四 前三号に該当しないものの場合、CCF_jは十ペーセントとする。

(期待エクスポートージャー方式)

第五十六条の四 【略】

2 【略】

3 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合には、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4 【略】

5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であつて、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポートージャー計測モデル（期待エクスポートージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映しているときは、第二項第三号に規定する実効EPE_{t_k}の算出において、当該担保による効果を勘案したEPE_{t_k}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

(期待エクスポートージャー方式)

第五十六条の四 【同上】

2 【同上】

3 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 【同上】

5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポートージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に對して担保の提供を求める旨の契約をいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映しているときは、第二項第三号に規定する実効EPE_{t_k}の算出において、当該担保による効果を勘案したEPE_{t_k}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用する場合には、第二項第三号に規定する実効EPE_{t_k}の算出において、当該担保による効果を勘案したEPE_{t_k}を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

トに基づく担保による効果は反映してはならない。

6|| 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合において、前項に規定する方法を使用して実効EPEを計測するときは、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

6|| 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する実効EPEとする方法を使用することができる。

一 ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

1| 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいかれか大きい額を加えた額

$$\text{イ アドオン} = E[\max(\Delta MtM, 0)]$$

E[]は、[]内の期待値

ΔMtM は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基で提供をし、又は提供を受けた担保（ロールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエク

スパートナーの額

ハマージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスパートナーの額

7 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

二 N ($=$ 以上の整数とする。) 日 \geq との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット $F + N - 1$

F は前号の場合はより算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げられるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

二 N 日 \geq との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット $F + N - 1$

F は前号の場合はより算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げられるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスパートナーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であつて、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスパートナーの額が、当該取引相手方のPDと高い相

7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

二 N 日 \geq との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット $F + N - 1$

F は前号の場合はより算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げられるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスパートナーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスパートナーの額が、当該取引相手方のPDと高い相

高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。) が特定された場合たときは、当該取引を当該ネッティング・セットから除外するものとする。

10 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合には、取引相手方及び参考企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセツトの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合において、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含むときは、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔略〕

13 12 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。) が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外しなければならない。

10 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、取引相手方及び参考企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセツトの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔同上〕

13 12 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

(承認申請書の提出)

第五十六条の四の二 期待エクスボージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする農林中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければとする。

【一・二 略】

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

【一・五 略】

3 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

【一・二 略】

(承認の基準)

第五十六条の四の三 農林水産大臣及び金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について第五十六条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

【一・三 略】

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独

(承認申請書の提出)

第五十六条の四の二 期待エクスボージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする農林中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

【一・二 同上】

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

【一・五 同上】

3 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

【一・二 同上】

(承認の基準)

第五十六条の四の三 農林水産大臣及び金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について第五十六条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

【一・三 同上】

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独

立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イヽハ 略〕

五 理事等（理事（法第二十一条に規定する理事をいう。）又は執行役員（理事に準じて金庫内で責任を負うものをいう。））をいう。以下同じ。）が期待エクスボージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

〔六ヽ十二 略〕

十二の二 適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事等に定期的に報告するための部門を設置していること。

〔十三ヽ十四 略〕

（変更に係る届出）

第五十六条の四の四 標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた場合であつて、次の

立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イヽハ 同上〕

五 理事（法第二十一条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスボージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

〔六ヽ十二 同上〕

十二の二 適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事等に定期的に報告するための部門を設置していること。

〔十三ヽ十四 同上〕

（変更に係る届出）

第五十六条の四の四 標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた場合であつて、次の

各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

〔一～三 略〕

- 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、農林中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(段階的適用等)

第五十六条の四の六 標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポート方式の使用について承認を受けた場合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポート方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート方式を適用しない旨を第五十六条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用し、期待エクスポート方式の承認を受けた農林中央金庫は、信用リスク・アセツトの額を算出するに当たって重要な派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポート方式を適用しないことができる。

(標準的ボラティリティ調整率)

各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

〔一～三 同上〕

- 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、農林中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(段階的適用等)

第五十六条の四の六 標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポート方式の使用について承認を受けた場合は、すべての派生商品取引又はすべての長期決済期間取引について期待エクスポート方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート方式を適用しない旨を第五十六条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用し、期待エクスポート方式の承認を受けた農林中央金庫は、信用リスク・アセツトの額を算出するに当たって重要な派生商品取引又は長期決済期間取引に対して、期待エクスポート方式を適用しないことができる。

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十一条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
【略】	二十五パーセント

適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第五十五条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合、S A I C C R を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相

一 「同上」

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
【同上】	二十五パーセント

適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第五十五条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又は第六十七条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第六十

第七十一条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

当額を算出する場合においてこれらとの取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用いるとき又は第六十七条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第六十六条各号及び第六十七条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。(以下同じ。)

六条各号及び第六十七条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。(以下同じ。)

2
〔略〕

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十四条 〔略〕

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一・二 略〕

三 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の理事等がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

〔四・六 略〕

〔3・5 略〕

六条各号及び第六十七条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。(以下同じ。)

2
〔同上〕

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十四条 〔同上〕

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一・二 同上〕

三 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の理事がレポ形式の取引に係るエクスボージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

〔四・六 同上〕

〔3・5 同上〕

第八目 削除

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引

(計算方法)

第九十条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いたもののエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$$E* = (RC + アドオン) - C_a$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十六条の二第二項第一号に定める再構築コスト
アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン
 C_a は、 H_c （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及
 H_{fx} （エクスポート・エクスポート・エクスポート）を適用した後の担保額
合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額
2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC
は第五十六条の二第一項第一号に定めるネット再構築コストである。
また、アドオンは同条第二項第一号に定めるネットのアドオンとなる。

3 前項に規定する場合において、第一項の H_{fx} は、当該相対ネッティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるとき適用するものとする。

(二十パーセント・フロアの適用除外)

第九十三条 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

【一・二 略】

【号を削る。】

【号を削る。】

三
【略】

【節を削る。】

(二十パーセント・フロアの適用除外)

第九十三条 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

【一・二 同上】

三 派生商品取引に係るエクスポート・ジャーナー（カレント・エクスポート・ジャーナー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は自金庫預金が担保であるとき。零パーセント

四 前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき。十パーセント

五
【同上】

第六節

間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百六条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に直接清

算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレーディング・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレーディング・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十六条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレーディング・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m / 10}$$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額
RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレーディング・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額
T_mは、第五十六条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットディング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第一百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　【略】

二　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第一百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　【回上】

二　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適

用する部分につき、第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

三
[略]

四 第六章の三に定めるところにより算出した第二十五条第三号に規定する中央清算機関関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD）
第一百三十四条　【略】

〔2～5 略〕

(事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD)
第一百三十四条　【同上】

第一百三十四条

〔255 同上〕

6 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャヤーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第五十六条の四に定める期待エクスポートジャヤー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポートジャヤーに係るものに限る。）に次の掛けを乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャヤーのEADとすることができる。

第六章の三に定めるところにより算出した第二十五条第一項第三号に規定する中央清算機関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額

掛目 = $\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット五営業日」と読み替えるものとする。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第一百四十二条　【略】

〔2～5　略〕

〔項を削る。〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第一百四十二条　【回上】

〔2～5　同上〕

6|| 第百三十四条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーで

あつて、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(内部格付制度及び運用に関する書類の作成)

第一百六十七条　【略】

2　【略】

3　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければならない。

〔1～3　略〕

四　格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度並びに手続並

(内部格付制度及び運用に関する書類の作成)

第一百六十七条　【同上】

2　【同上】

3　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければならない。

〔1～3　同上〕

四　格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度並びに手続並

びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する理事会又は理事会の下部機関である会議体（以下「理事会等」という。）及び担当理事等（信用リスク管理について業務執行権限を授権されたた理事等をいう。第百七十八条において同じ。）による監督

〔五・六 略〕

（理事会等の関与）

第一百七十八条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、内部統制について次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 格付付与手続（事業法人等向けエクスパートナーに対する格付付与及びリテール向けエクスパートナーのプールへの割当て並びに各エクスパートナーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、理事会等及び担当理事等の承認を得ていること。
- 二 担当理事等が農林中央金庫の内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。
- 三 担当理事等が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について理事会等に報告していること。
- 四 担当理事等が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重要な相違点について承認していること。
- 五 担当理事等が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。

びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する理事会又は理事会の下部機関である会議体（以下「理事会等」という。）及び担当理事（信用リスク管理について業務執行権限を授権されたものをいう。第百七十八条において同じ。）による監督

〔五・六 同上〕

（理事会等の関与）

第一百七十八条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、内部統制について次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 格付付与手続（事業法人等向けエクスパートナーに対する格付付与及びリテール向けエクスパートナーのプールへの割当て並びに各エクスパートナーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、理事会等及び担当理事の承認を得ていること。
- 二 担当理事が農林中央金庫の内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。
- 三 担当理事が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について理事会等に報告していること。
- 四 担当理事が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重要な相違点について承認していること。
- 五 担当理事が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。

ること。

六 担当理事等が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と格付け与手続の実績、改善すべき分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行つてのこと。

七 理事会等及び担当理事等に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関する変数の推計値、PD（先進的内部格付手法を採用した場合はPD、LGD及びEAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重要な事項が理事会等及び担当理事等に対して報告されていること。

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第一百四十七条の三　【略】

〔2・3 略〕

4 第一項のEAD_i_{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方_iに係るネットディング・セッティングとに算出した額とする。

一 S A I C C R を用いる場合 第五十六条の二第一項に規定する
与信相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

こと。

六 担当理事が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と格付け与手続の実績、改善すべき分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行つてのこと。

七 理事会等又は担当理事に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関する変数の推計値、PD（先進的内部格付手法を採用した場合はPD、LGD及びEAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重要な事項が理事会等又は担当理事に対して報告されていること。

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第一百四十七条の三　【同上】

〔2・3 同上〕

4 第一項のEAD_i_{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方_iに係るネットディング・セッティングとに算出した額とする。

一 カレンント・エクスボージャー方式を用いる場合 第四章第五節
第三款に規定する括的手法を使用する場合の信用リスク削減手
法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十六条の三に規定する与信相当額
の割引現在価値

三 【同上】

〔略〕

5 第一項並びに前項第一号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出される。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M)$$

M_x は、対応する M_i 、 M_i^{hedge} 又は M_{ind}

6 [略]

[項を削除。]

7 [回上]

第一項第一号又は第一号に掲げる場合において、第一項の EAD_i^{total} （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けルール・エクスポート・ヤーに係る清算取次ぎ等を行つゝにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ヤーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第一号に定める額に次の掛け乗じた額を、当該ネットティング・セシューム EAD_i^{total} が適用される。

$$\text{掛け目} = \sqrt{T_m / 10}$$

T_m は、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方針によるVAリスク相当額)

第一百四十七条の四 [略]

[2~4 略]

(先進的リスク測定方針によるVAリスク相当額)

第一百四十七条の四 [回上]

[2~4 回上]

〔項を削る。〕

6|| 5||

〔略〕

(適用除外)

第一百四十七条の五 〔略〕

2 第二百四十七条の二第二項に規定する場合において、期待エクス

ポートフォリオ方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセット)

第二百四十七条の七 第四章（第五十六条の二第四項第二号及び第三

5|| 前項の規定にかかわらず、第五十六条の四第六項（第二百三十四条第五項又は第二百四十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネットディング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネットディング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間を t_1 とし、当該ネットティング・セットの~~總効EPE~~を E_E としなければならない。

7|| 6||

〔同上〕

(適用除外)

第一百四十七条の五 〔同上〕

2 カレント・エクスポートジヤー方式又は標準方式を用いて与信相当

額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセット)

第二百四十七条の七 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレ

号を除く。)の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポート・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポート・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が標準的手法又は内部格付手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が標準的手法又は内部格付手法を採用した場合」と第五十六条の四の四、第五十六条の四の五及び第五十六条の四の六第一項中「標準的手法を採用した農林中央金庫」とあるのは「農林中央金庫」と、第五十六条の四の四、第五十六条の四の五及び第五十六条の四の六第二項中「標準的手法を採用し、期待エクスポート・エクスボージャー方式の承認を受けた農林中央金庫」とあるのは「期待エクスポート・エクスボージャー方式の承認を受けた農林中央金庫」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポート・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

ド・エクスポート・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポート・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫」と、第五十六条の四の四、第五十六条の四の五及び第五十六条の四の六第一項中「標準的手法を採用した農林中央金庫」とあるのは「農林中央金庫」と、第五十六条の四の四、第五十六条の四の六第二項中「標準的手法を採用し、期待エクスポート・エクスボージャー方式の承認を受けた農林中央金庫」とあるのは「期待エクスポート・エクスボージャー方式の承認を受けた農林中央金庫」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポート・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十六条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十七条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い

担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セント」と読み替えるものとする。

〔一・二 略〕

3|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合 (S A I C C R)

を用いる場合に限る。)において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットディング・セットに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数(十営業日を下回る場合には、十営業日とする。)と一年間の営業日数のうちいちばん短い営業日数とする。

4|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待

エクスボージャー方式を用いるときは、第五十六条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となつた場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられないときは、リスクのマージン期間は、ネットディング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数(十営業日を下回る場合には、十営業日とする。)と一年間の営業日数のうちいちばん短い営業日数とする。

〔一・二 同上〕

3|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク

スポージャー(農林中央金庫が直接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、農林中央金庫への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

〔項を加える。〕

第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七十七条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスボージャー（農林中央金庫が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となつた際に農林中央金庫への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないとする。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセツト）

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセツト）

第一回四十七条の八

適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセシトの額は、次の算式によつて算出した所要自己資本額(K_{CMi})

に十二・五を乗じて算出する。

―― 所要自己資本額(K_{CMi})は、次の算式を用いて算出する。
――

$$K_{CMi} = \max \left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

DF_i^{pref} は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者*i*が拠出した清算基金の額

DF_{CCP} は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

D_{CM}^{pref} は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD_i は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するトレード・エクスボージャーの額

―― 括弧のEAD_iは、次のマスクロビリティの因数に応じて算出されるリスクロブロードの額とする。

―― 派生商品取引のA-CORを用いて算出した額。ただし、

受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額

第一回四十七条の八

適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセシトの額は、次の名号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

―― リスク・ゼンシターバイ手法
―― 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・ゼンシターバイ手法」又は、第一号に掲げる算式によつて算出した所要自己資本額(K_{CM})に十二・五を乗じて信用リバク・アセシトの額を算出する手法をもつて。

―― 所要自己資本額 (K_{CM})は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & if \quad DF' < K_{CCP} \\ (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & if \quad DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & if \quad K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = \max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\% \right\}$$

K_{CM}^* は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

N_iは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号

を含むこととし、リスクのマージン期間は十営業日とする。

レポ形式の取引 次の算式により算

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM_iは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者_iに対するエクスポートジャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第八十一条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

Fccpは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

IMIは、直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額DFIは、直接清算参加者が拠出した清算基金の額
毎取引の規定による仮想口資本額(KM)を算出やつ
三

いては、第七十七条第二項第一号ニの規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレード・エクスポートジャーナーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同号口に定める額との割合に応じた額とする。

当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、DF_{cep}が当該区分ごとに

及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した清算基金の額

DFCCPは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額
EBRMiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対しするエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM_iは、直接清算参加者_iが拠出した当初証拠金（第九号においてDF_iは、直接清算参加者_iが拠出した清算基金ANet_i）は、直接清算参加者_iに対するEBRM_iの額（第八号及び第九同じ。）

号において同じ。) ANet, 1は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスページャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号において同じ。)

ANet.2)は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

Σ iANet_iは、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号における

分別管理されていないときは、当該区分ごとの DF_{cop} は、 $\sum EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理

している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポート・エクスポートの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポート・エクスポートの額の合計額を EAD_i とする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額

（以下この項において単に「合計額」という。）と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの額の合計額とする。

一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートの額

（以下同じ。）

二 前号におけるエクスポートの額は、第八十一条及び第九十条の信用リスク削減手法適用後エクスポート額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポート額の計算については、第五十六条の二のカレント・エクスポート方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十六条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第五十六条の二第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十六条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十七条第二項第一号ニ（第八十四条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいづれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 DF_{cop} が当該区

信用リスク・アセットの額

二一 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

アリルに分別管理されてこなしあれば、当該区分アリルのDF_{cap}は $\sum A_{Net,i}$ の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 (DF_{al}) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 (K_{al}) を算出する。を要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF_i^{*}は、当該適格中央清算機関に対する農林中央金庫の未拠出の清算基金の額

DF_i^{*}は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九 前号における、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回るなど場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 (K_{al}) を算出する。を要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

IM_iは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第一号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をさす。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・セイラーの信用リスク・アセットの額を算出する。を要しない。

$$\min((2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE)$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・セイラー

の額

DFは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した清算基金の額

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第一百五十二条　〔略〕

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一～四 略〕

五 マーケット・リスクの管理を担当する理事等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

〔六～八 略〕

3 〔略〕

(シナリオ法の承認の基準)

第二百七十六条 農林水産大臣及び金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、農林中央金庫の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

〔一～二 略〕

三 マーケット・リスクを担当する理事等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

〔四～六 略〕

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第一百五十二条　〔略〕

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一～四 同上〕

五 マーケット・リスクの管理を担当する理事がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

〔六～八 同上〕

3 〔同上〕

(シナリオ法の承認の基準)

第二百七十六条 農林水産大臣及び金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、農林中央金庫の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

〔一～二 同上〕

三 マーケット・リスクを担当する理事がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

〔四～六 同上〕

(承認の基準)

第一百八十五条 農林水産大臣及び金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第二百八十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 オペレーショナル・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、理事会等及び担当理事等（オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授権された理事等をいう。以下この条及び別表第一の注において同じ。）の責任が明確化されていること。

[二] 略

六 オペレーショナル・リスク損失（別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下同じ。）のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、理事会等及び担当理事等に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七 略

(別表第一)

[表略]

(注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

[1. ~ 5. 略]

6. 粗利益の配分の手順は、理事会等の承認に基づき担当理事等が責

(承認の基準)

第一百八十五条 農林水産大臣及び金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第二百八十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 オペレーショナル・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、理事会等及び担当理事（オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授権されたものをいう。以下この条及び別表第一の注において同じ。）の責任が明確化されていること。

[二] 同上

六 オペレーショナル・リスク損失（別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下同じ。）のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、理事会等及び担当理事に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七 [匡上]

(別表第一)

[同左]

(注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

[1. ~ 5. 同左]

6. 粗利益の配分の手順は、理事会等の承認に基づき担当理事等が責

責任を持つものでなければならない。

7. [略]

任を持つものでなければならない。

7. [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。